

2022
学 生 便 覧

宮崎県立看護大学大学院



令和 4 年 度 学 年 暦

4月	博士論文予備審査申請提出締切り(後期課程・3年次) 定期健康診断及び抗体検査(実践者養成コース) 入学式 前期授業開始 研究題目提出締切り(前期課程・2年次)	1(金) 4(月) 5(火) 8(金) 22(金)
5月	定期健康診断(前期課程(研究コース)・後期課程)	23(月)
6月	開学記念日	5(日)
7月		
8月	夏期休業開始	15(月)
9月	夏期休業終了 研究題目提出締切り(後期課程・1年次) 研究計画書提出締切り(後期課程・1年次) 中間報告書提出締切り(後期課程) 前期授業終了	20(火) 30(金)
10月	後期授業開始 博士論文予備審査申請提出締切り(後期課程・3年次) 博士論文予備審査(後期課程・3年次)	1(土) 3(月)
11月		
12月	冬期休業開始	25(日)
1月	冬期休業終了 臨時休業 修士論文審査申請提出締切り(前期課程・2年次) 博士論文審査申請提出締切り(後期課程・3年次) 修士論文審査及び最終試験(前期課程・2年次) 博士論文審査及び最終試験(後期課程・3年次) 論文発表会(前期・後期課程)	7(土) 13(金) 10(火) 16(月) ~23(月) 28(土)
2月	修了判定	
3月	後期授業終了 修了式・学位記授与式 保存用修士論文提出締切り(前期課程・2年次) 保存用博士論文提出締切り(後期課程・3年次) 研究計画書提出締切り(後期課程・1年次) 中間報告書提出締切り(後期課程)	4(土) 16(木) 27(月) 31(金)

入試に伴う学内立入禁止日		
11月19日(土)	1月14日(土)	3月10日(金)
12月3日(土)	1月15日(日)	3月11日(土)
1月7日(土)	2月24日(金)	3月12日(日)
1月13日(金)	2月25日(土)	

令和4年度

(2022年4月～2023年3月)

2022年 4 月							2022年 5 月							2022年 6 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31					26	27	28	29	30		
2022年 7 月							2022年 8 月							2022年 9 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2		1	2	3	4	5	6					1	2	3
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	
31																				
2022年 10 月							2022年 11 月							2022年 12 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5					1	2	3
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31
30	31																			
2023年 1 月							2023年 2 月							2023年 3 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4				1	2	3	4
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	5	6	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31					26	27	28					26	27	28	29	30	31	

※祝日は、法改正により変更になる場合があります。

目 次

1 大学院の概要

(1) 目的	2
(2) 教育目的・教育目標	2
(3) カリキュラム・ポリシー	3
(4) ディプロマ・ポリシー	4
(5) 修業年限・入学定員	4

2 本学の組織

(1) 組織図	6
(2) 組織の概要	6

3 宮崎県立看護大学大学院学則

8

4 宮崎県立看護大学学位規程

18

5 博士前期課程の教育課程

(1) 概要	24
(2) 履修の要領	24
(3) 授業科目一覧	29
(4) 授業科目の概要	31

6 博士後期課程の教育課程

(1) 概要	50
(2) 履修の要領	51
(3) 授業科目一覧	53
(4) 授業科目の概要	54

7 履修登録

62

8 宮崎県立看護大学院履修規程

66

9 宮崎県立看護大学大学院看護学研究科学位審査に関する細則

・・・ 72

10 宮崎県立看護大学大学院学位論文提出等要領

88

学位論文作成スケジュール ・・・ 93

11 宮崎県立看護大学大学院長期履修学生規程

96

12 学生生活

(1) 学生生活 ・・・ 104

(2) 各種証明手続きなど ・・・ 105

(3) 授業料 ・・・ 107

(4) 健康管理 ・・・ 107

(5) 日本学生支援機構奨学金 ・・・ 108

(6) TA (ティーチングアシスタント)・RA (リサーチアシスタント) について・・・ 108

(7) 学生相談 ・・・ 109

(8) 災害等への対応について ・・・ 110

(9) 学生会館等について ・・・ 112

13 個人情報情報の取扱い

114

14 図書館の利用

(1) 開館及び休館 ・・・ 116

(2) 利用方法 ・・・ 116

(3) マイページ (図書館 Web サービス) ・・・ 117

(4) 文献の検索 ・・・ 117

(5) レファレンスサービス ・・・ 118

(6) 図書館資料の複写 ・・・ 118

(7) パソコンの貸出 ・・・ 118

(8) 学習室・学習個室の利用 ・・・ 119

(9) 図書館利用のマナー ・・・ 119

(10) 公立大学法人宮崎県立看護大学附属図書館規程 ・・・ 120

15 大学構内案内図

1245

1 大学院の概要

1 大学院の概要

(1) 目的

看護学領域における基礎理論およびその応用理論について広い視野に立って教授し、看護職固有の専門性を追究しつつ人々の健康支援に有用な活動を展開し得る実践指導者、教育者、研究者の育成を目的とします。

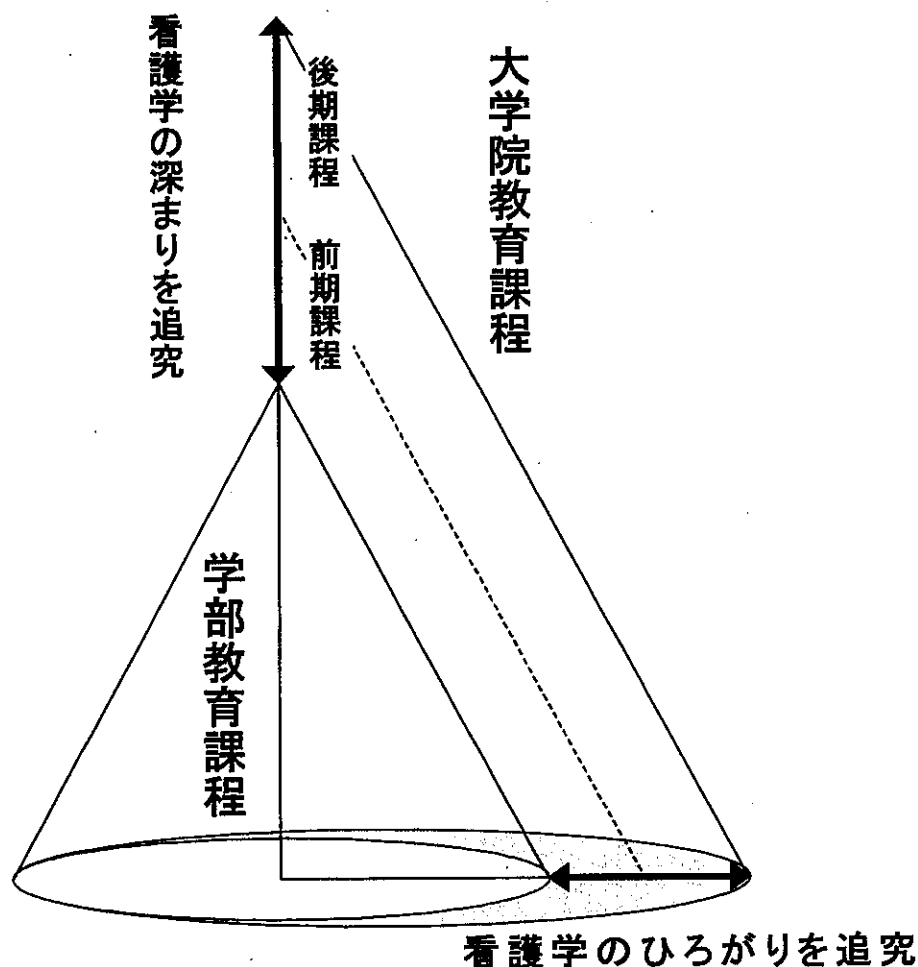
(2) 教育目的・教育目標

過疎化・高齢化・少子化が進む地域の活性化をはかるためには、多様な看護ニーズに主体的・独創的に関わる看護専門職者の育成が待たれています。

本研究科は、地域に根ざした看護の開発を活性化しより良い看護をめざすために、看護学の深まりとひろがり追究しつつ人々の健康支援に有用な活動を展開し得る看護専門職者の育成を目的としています。

博士前期課程では、複雑な看護現象を科学的に分析できる論理能力を修得することを通して、看護職固有の専門性を追究しつつ、人々の健康支援に有用な活動を展開し得る人材を育成します。

博士後期課程では、さらに歩を進めて、看護専門職者を育成する教育者、自立した研究者にふさわしい研究能力の修得をめざしています。すなわち、人々の健康問題の解決に必要性の高い領域において、自ら新たな課題を見出し、先行研究を探索し、実践に密着した研究計画を立ててフィールドを開発し、実証的に研究を進め、理論構築あるいはケア開発に貢献し得る人材を育成します。



(3) カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

本研究科は、地域に根ざした看護を活性化しより良い看護を創出するために、看護学の深まりとひろがりを追いつつ、人々の健康支援に有用な活動を展開し得る看護専門職者の育成を目指し、以下の方針に基づいて教育課程を編成している。

<博士前期課程>

共通科目は、専門科目に関連して教育研究の土台を固め視野を広げるための共通科目と位置付けているが、その中の「看護理論」「看護学研究方法論」及び「看護倫理」の3科目については、看護学を追究するために必要な科目として必修とする。

（研究コース）

研究コースの科目は、超高齢社会における保健・医療・福祉分野において、看護職固有の専門性を理論的、実践的に展開していくための実力を高める基礎看護学分野、及び看護実践上の諸問題の実態把握や構造分析を通して指導的看護職者としての実力を高める応用看護学分野をおく。

特別研究では、フィールドの選定・必要な手続き等を指導教員の指導を受け研究活動に入り、定期的に指導を受け、修士論文を作成する。その過程においては複数の教員から指導を受けることができる体制をおく。

（実践者養成コース）

実践者養成コースの科目は、専門科目Ⅰ、専門科目Ⅱ、研究コースと共通の共通科目の3領域で構成する。専門科目Ⅰは、保健師養成の指定規則に示されている教育内容の科目群とし、「地域診断論」「看護政策論」等をおき大学院レベルの内容に充実させる。専門科目Ⅱには、公衆衛生看護学の基盤を強化する「公衆衛生学特論」や自己の関わりや地域の変化等を評価する「基礎実習Ⅲ（継続支援実習）」「発展実習Ⅱ（公衆衛生看護管理・健康危機管理実習）」等をおき実践力の強化を図る。実践研究では、地域の課題から研究課題を抽出し研究に取り組み論文を完成させる。

共通科目には、看護研究や論文作成に必要な科目に加え、地域社会全体の構造を捉える「疫学・保健統計学特論」と「行政・組織論」「社会調査法演習」の社会科学系の科目をおく。

<博士後期課程>

博士前期課程において修得した看護学的視点と研究方法論を前提に、学生がもつ看護学上の問題意識を、現段階における看護学の発達段階に照らして焦点化できるよう、分野毎（基礎看護学分野、応用看護学分野）に選択科目を配する。また、看護学研究の学的レベルを担保するために、共通科目を配し、その中の2単位を必修とし、看護学に広がりを持たせる。

特別研究では、指導教員の研究グループに参加しつつ研究体験を積むとともに、自己の研究計画が看護学の深まりとひろがりにつながるものであるかどうかを吟味しつつ、複数の教員から指導を受けることができる体制をおく。

(4) ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

博士前期・後期課程において、研究科の定める期間内で、履修規程に基づく修了所要単位数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士前期課程では修士論文、博士後期課程では博士論文の審査及び最終試験に合格した者に修了を認定する。かつ、以下の能力を身につけていることを学位授与の条件とする。これにより、看護学の発展のために新たな知を創造し、保健医療福祉への貢献と根拠のある実践力及び研究に対する探究心を身につけた看護実践者、教育者、研究者を育成する。

<博士前期課程>

（研究コース）修得可能学位：修士（看護学）

- 1 看護学の発展に寄与するための基礎的研究能力
- 2 看護実践、看護教育等に係る現象を多角的・多面的に分析できる論理的能力
- 3 看護の専門性を基盤に他職種と連携・協働する高度な看護実践能力
- 4 高い倫理観をもって看護実践や研究活動を遂行する能力
- 5 実践の場で優れたリーダーシップ及び指導力を発揮する能力

（実践者養成コース）修得可能学位：修士（公衆衛生看護学）

- 1 住民や関係者と信頼関係を構築できるコミュニケーション能力及び協働する能力
- 2 社会情勢を見据えて量的・質的に地域診断する能力
- 3 地域で生活する個人・家族を多角的、多面的に捉え社会資源を活用して健康的な生活の継続を支援する能力
- 4 公衆衛生看護学の専門職として倫理観と使命観を持って、保健活動を PDCA サイクルに基づいて継続的に展開できるマネジメント能力
- 5 健康と生活の質の向上を目指した地域社会の実現に寄与する地域ケアシステムを構築する能力及び事業化・施策化する能力
- 6 公衆衛生看護固有の専門性を追究する基礎的研究能力

<博士後期課程> 修得可能学位：博士（看護学）

- 1 人々の健康問題の解決に向けて、それぞれの専門領域における新たな課題を見出す能力
- 2 先行研究を適切に探索し、実践につながる研究計画を立てる能力
- 3 自律した研究者として、実証的に研究を進めていく能力
- 4 学際的、国際的な視野に立ち、看護学の発展に寄与できる能力

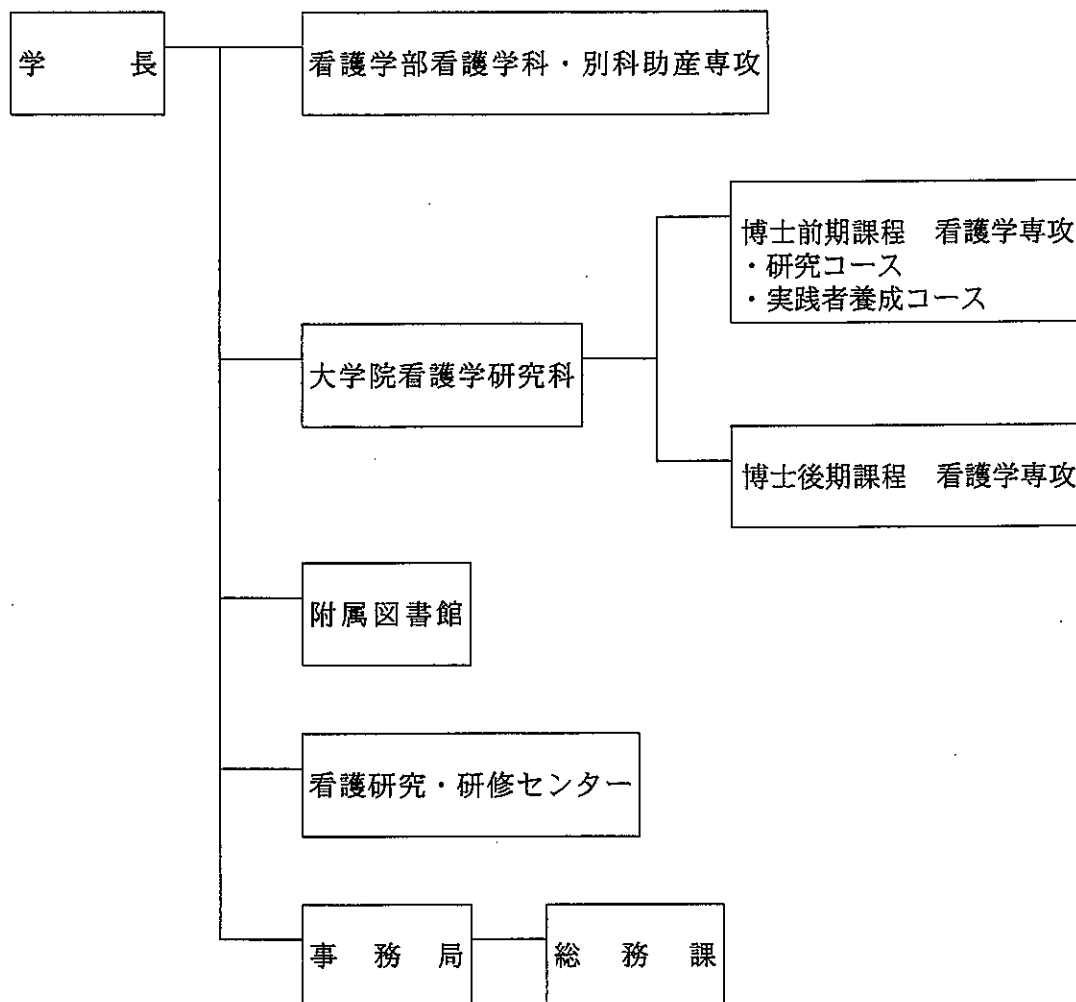
(5) 修業年限・入学定員

研究科の名称等	修業年限	入学定員	収容定員
看護学研究科 博士前期課程 看護学専攻 ・研究コース ・実践者養成コース	2年	12人	24人
看護学研究科 博士後期課程 看護学専攻	3年	2人	6人

2 本 学 の 組 織

2 本学の組織

(1) 組織図



注) () は非常勤職員数で、外数。

(2) 組織の概要

① 教員数 (令和4年4月1日現在)

区 分	教 授	准教授	講 師	計	助 教	助 手	合 計
普 遍 分 野	4 (4)	2 (2)	1 (1)	7 (7)	0	0	7 (7)
専門基礎分野	5 (5)	1 (1)	1 (1)	7 (7)	0	0	7 (7)
専 門 分 野	8 (8)	7 (7)	7 (3)	22 (18)	5	12	41 (20)
別科助産専攻	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	1	1	4 (1)
教員計	18 (18)	10 (10)	10 (5)	38 (33)	6	13	57 (33)

注) () は大学院教員数で、内数。

② 事務局職員数

区 分	事務職員	技術職員	司 書	合 計	備 考
総 務 課	16 (15)	2 (2)	0 (4)	18 (21)	事務局長を含む。

注) () は非常勤職員数で、外数。

3 宮崎県立看護大学大学院学則

3 宮崎県立看護大学大学院学則

目次

第1章	目的
第2章	組織
第3章	職員組織等
第4章	修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日
第5章	入学、休学、転学、留学、退学及び除籍
第6章	教育課程及び履修方法等
第7章	課程の修了及び学位
第8章	賞罰
第9章	研究生、研修員、科目等履修生及び特別聴講学生
第10章	客員共同研究員
第11章	入学試験手数料、入学料及び授業料等
第12章	自己評価等
第13章	雑則

第1章 目的

(目的)

第1条 宮崎県立看護大学大学院（以下「大学院」という。）は、看護学領域における基礎理論及びその応用理論について広い視野に立って教授し、看護職固有の専門性を追究しつつ人々の健康支援に有用な活動を展開し得る人材の育成を目的とする。

第2章 組織

(研究科、博士課程)

第2条 大学院に看護学研究科博士課程を置く。

2 博士課程は、前期の課程及び後期の課程に区分する。

3 この課程において、前項の前期の課程を博士前期課程といい、後期の課程を博士後期課程という。

(専攻、入学定員及び収容定員)

第3条 大学院に次の研究科及び専攻課程及びコースを置く。

研究科	専攻課程	
看護学研究科	博士前期課程 看護学専攻	研究コース
		実践者養成コース
	博士後期課程 看護学専攻	

2 前項の研究科に置く専攻課程の入学定員は、次のとおりとする。

専攻課程	入学定員	収容定員
博士前期課程	12人	24人
博士後期課程	2人	6人

第3章 職員組織等

(職員)

第4条 大学院に教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員その他の職員を置き、宮崎県立看護大学の職員をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、必要があるときは、客員教授、客員准教授、特任教授又は非常勤講師を加えることができる。

(研究科長)

第5条 研究科に研究科長を置き、研究科の授業を担当する教授をもって充てる。

2 研究科長を補佐するため、専攻主任を置くことができる。

3 専攻主任は、学長が指名する。

(研究科会議)

第6条 研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第6条の2 研究科に研究科の円滑な管理運営を図るため、委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第7条 博士前期課程の修業年限は2年とし、博士後期課程の修業年限は3年とする。

(在学年限)

第8条 在学期間は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

(学年等に係る大学学則の準用)

第9条 宮崎県立看護大学学則（以下「大学学則」という。）第12条から第14条までの規定は、大学院の学年、学期及び休業日について準用する。

第5章 入学、休学、転学、留学、退学及び除籍

(入学資格)

第10条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第一条第二項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第162条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達したもの

（入学時期等に係る大学学則の準用）

第11条 大学学則第17条、第19条から第21条及び第34条から第38条までの規定は、大学院の入学の時期、入学の出願、入学者の選考、入学手続及び入学許可、休学、休学期間及び復学、転学、留学、退学について準用する。この場合において、大学学則第19条中「本学」とあるのは「大学院」と、第36条中「大学」とあるのは「大学に置かれる大学院」と、第37条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「に置かれる大学院の」と、第35条第2項中「4年」とあるのは「博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年」と読み替えるものとする。

（除籍）

第12条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して、研究科会議の議

を経て、除籍をすることができる。

- (1) 博士前期課程において2年の休学期間を経過した者及び博士後期課程において3年の休学期間を経過した者
- (2) 第8条に規定する在学期間を経過した者
- (3) 正当な理由がなくて、授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (4) 死亡又は行方不明の者

2 前項に定めるもののほか、学生の除籍に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第13条 次に掲げる者は、再入学しようとするときは、再入学願に入学検定料を添えて学長に提出し、その許可を得なければならない。

- (1) 大学学則第38条の規定により退学した者
- (2) 前条第1号の規定により除籍された者
- (3) 前条第3号の規定により除籍された者で、除籍の日から1年以内に未納の授業料を納付したもの

2 前項の許可は、研究科会議の選考を経て行う。

3 再入学の出願は、退学又は除籍の日から2年以内に限り、提出することができる。

(転入学)

第14条 他の大学に置かれる大学院から転入学しようとする者は、転入学願に入学検定料を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、研究科会議の選考を経て行う。

3 転入学願には、現に在学する大学院を置く大学の学長の承諾書を添付しなければならない。

(既に修得した授業科目の取扱い)

第15条 前2条の規定により再入学又は転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限並びに在学年数については、研究科会議の議を経て学長が決定する。

(再入学等に係る大学学則の準用)

第16条 大学学則第21条の規定は、大学院の再入学及び転入学に係る入学手続及び入学許可について準用する。

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第17条 研究科の専攻課程における授業科目、単位数及び履修方法及びその他必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第18条 研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位計算方法)

第19条 単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義は、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習は、30時間をもって1単位とする。
- (3) 実習（実験・実習を含む。）は、45時間をもって1単位とする。

（指導教授の指導）

第20条 学生は、履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教授の指導を受けなければならない。

（履修の規定に係る大学学則の準用）

第21条 大学学則第29条及び第30条の規定は、大学院の履修の認定について準用する。ただし、特別研究の試験及び評価の成績は合、否の標語をもって表し、合を合格とする。

（他の大学院の授業科目の履修に係る大学学則の準用）

第22条 大学学則第31条の規定は、学生が他の大学に置かれる大学院（外国の大学に置かれる大学院を含む。第34条において同じ。）の授業科目を履修する場合について準用する。この場合において、第31条中「他の大学又は短期大学」とあるのは「他の大学に置かれる大学院」と、「当該大学又は短期大学」とあるのは「当該他の大学におかれる大学院」と、「本学」とあるのは「大学院博士前期課程」と、「30単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第23条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第7条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第8条に定める在学年限を超えることはできない。

第7章 課程の修了及び学位

（博士前期課程修了の要件）

第24条 大学院博士前期課程に2年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査を受けた者のうち、最終試験に合格した者は、博士前期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、本大学院博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士前期課程の目的に応じ研究科会議の議を経て学長が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって前項の修士論文の審査に代えることができる。

（博士後期課程修了の要件）

第25条 本大学院博士後期課程に3年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査を受けた者のうち、最終試験に合格した者は、博士後期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、本大学院博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

（論文の審査及び最終試験）

第26条 修士論文及び博士論文の審査及び最終試験は、本大学院の学位に関する規程に規定する方法により当該研究科会議の指名する審査委員が行うものとする。

(課程修了の認定)

第27条 博士前期課程及び博士後期課程の修了の認定は、学年の終わりに、研究科会議の議を経て学長が行う。ただし、やむを得ない事由により認定を受けることができなかった学生については、次の学年の前期の終わりに行うことができる。

(学位の授与)

第28条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有するものと認められたものに授与することができる。

4 この学則に定めるもののほか、本学において授与する学位の種類、学位論文の審査の方法、最終試験その他学位に関し必要な事項は、本大学院の学位に関する規程の定めるところによる。

第8章 賞 罰

(表彰等に係る大学学則の準用)

第29条 大学学則第42条及び第43条の規定は、大学院の学生に対する表彰及び懲戒について準用する。この場合において、第43条第1項中「本学」とあるのは「大学院」と、「教授会」とあるのは「研究科会議」と、同条第3項第4号中「本学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

第9章 研究生、研修員、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第30条 大学院において特別の事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究科会議の議を経て学長は、研究生として入学を許可することができる。

(研修員)

第31条 大学院において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の事項について研修させるため委託があるときは、選考の上、学長は研修員として受け入れることができる。

(科目等履修生)

第32条 大学院において、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、研究科会議の議を経て学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第33条 学長は、他の大学との協議に基づき、当該他の大学に置かれる大学院の学生で、大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大

学との協議に基づき学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。
(委任)

第34条 前4条に定めるもののほか、研究生、研修員、科目等履修生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 客員共同研究員

(客員共同研究員)

第35条 学外の学術研究者との交流を図ることにより、学術研究の進展に寄与するため、大学院において専門的かつ高度の共同研究に従事しようとする者を客員共同研究員として受け入れることができる。

2 客員共同研究員に関し必要な事項は、学長が定める。

第11章 入学試験手数料、入学料及び授業料等

(入学試験手数料、入学料及び授業料等)

第36条 入学試験手数料、入学料、授業料及びその他の費用徴収に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 自己評価等

(自己評価等)

第37条 大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第13章 雑 則

第38条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度における収容定員は、第3条の規定に関わらず、12人とする。
- 3 平成17年度における収容定員は、第3条の規定に関わらず、26人とし、平成18年度における収容定員は、同上の規定により28人とする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年5月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

O

O

4 宮崎県立看護大学学位規程

4 宮崎県立看護大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、宮崎県立看護大学学則第41条第2項及び宮崎県立看護大学大学院学則第28条第2項の規定により宮崎県立看護大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位の種類等)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位の専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学位の授与要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に博士の学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与することができる。

(学位の申請)

第4条 修士及び前条第3項の規定による博士の学位論文は、研究科長に提出するものとする。

2 提出する修士の学位論文は1編3部以上、博士の学位論文は1編4部以上とする。

3 提出した学位論文は、返還しない。

4 前条第4項の規定による博士の学位論文は、所定の論文審査手数料の納付手続を経て研究科長に提出するものとする。

(審査の付託)

第5条 研究科長は、修士及び博士の学位論文を受理したときは、研究科会議にその審査を付託しなければならない。

(審査)

第6条 研究科会議は、修士論文審査及び博士論文審査を付託されたとき、当該論文に係わる教員1名のほか、2名以上の審査委員を選出して、論文の審査を行う。

2 博士論文審査は、予備審査に合格しなければ受けることはできない。予備審査委員は前項による。

3 前項の審査には、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

(最終試験)

第7条 最終試験は、論文を中心として関連ある授業科目について審査委員が行うものとする。

(審査期間)

第8条 修士論文及び博士論文の審査は、提出者の在学期間中に終了するものとする。

(審査結果の報告)

第9条 審査委員は、論文の審査並びに試験を終了したときは、速やかにその結果を文書をもって研究科会議に報告しなければならない。

(可否の判定)

第10条 研究科会議は、前条の報告に基づいて審議し、修士及び博士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決を行うには、委員（外国出張者及び休職者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(判定結果の報告)

第 11 条 研究科長は、研究科会議が前条第 1 項によって合格と決定した者の氏名、論文審査の要旨並びに試験の結果を文書をもって速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 12 条 学長は、学位を授与すべきものと認める者には、学位記を交付して学位を授与する。

(論文要旨等の公表)

第 13 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 14 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与を受けた日から 1 年以内に、その論文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した研究科の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した研究科の協力を得て、附属図書館が実施する宮崎県立看護大学リポジトリを活用し、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第 15 条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記する。

(学位授与の報告)

第 16 条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位規則(昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号)第 12 条の規定に基づき文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取消し)

第 17 条 本学において学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士については教授会の、修士及び博士については研究科会議の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の決定をする場合には、構成員の 3 分の 2 以上の出席を要し、かつ、無記名投票により出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(学位記の様式)

第 18 条 学位記の様式は、別紙様式のとおりとする。

(雑則)

第 19 条 この規程に必要な細則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

学位記に付与する専攻分野の名称

学位	学部・研究科	学科・専攻課程		専攻分野の名称
学士	看護学部	看護学科		看護学
修士	看護学研究科	博士前期課程	研究コース	看護学
		看護学専攻	実践者養成コース	公衆衛生看護学
博士	看護学研究科	博士後期課程 看護学専攻		看護学

別紙様式第1号

大学印	第	号	
	卒業証書		
	学位記		
	本籍（都道府県）		
	氏名		
	年	月	日生
本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを			
認め学士（看護学）の学位を授与する			
	年	月	日
宮崎県立看護大学長			氏名 印

別紙様式第2号

大学印	第	号	
	学位記		
	本籍（都道府県）		
	氏名		
	年		月
本学大学院看護学研究科の博士前期課程において所定の単位を取得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇〇学）の学位を授与する			
	年	月	日
宮崎県立看護大学			印

別紙様式第3号

	第	号
大学印	学 位 記	
	本籍（都道府県）	
	氏名	
	年 月 日	生
本学大学院看護学研究科の博士後期課程において所定の単位を取得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（看護学）の学位を授与する		
年 月 日		
宮崎県立看護大学		印

別紙様式第4号

	第	号
大学印	学 位 記	
	本籍（都道府県）	
	氏名	
	年 月 日	生
本学大学院に学位論文を提出し、所定の審査及び最終試験に合格したので博士（看護学）の学位を授与する		
年 月 日		
宮崎県立看護大学		印

5 博士前期課程の教育課程

5 博士前期課程の教育課程

(1) 概要

博士前期課程には、教育課程として研究コースは基礎看護学分野と応用看護学分野、実践者養成コースは保健師養成分野があります。

〈研究コース〉

○ 基礎看護学分野

基礎看護学分野には、看護基礎教育において修得した看護実践能力の科学的な根拠についてさらに追究し、実践基盤を強化するとともに指導的役割を果たせる人材を育成するための授業科目を置いています。

基礎看護学の授業科目には、人々のニーズに応えるケアを提供するための理論的根拠や方法論を深め、看護問題の解決に有用な看護技術を開発できる人材を育成する基礎看護学、看護実践の向上につながる教育・指導方法の能力を育成するための看護学教育方法論、看護職者として他者と自己の安全を守る行動の根拠として、感染制御の観点から知識・技術を深める感染看護学、人と環境との関わりに着目しながら健康を維持増進させるための根拠ある看護実践をめざす健康増進看護学を置いています。

○ 応用看護学分野

応用看護学分野には、看護実践の質的向上を図る上で重要な課題について追究する授業科目を置いています。まず、健康な人間形成に不可欠な家族を基盤にした、子どもが健やかに生まれ育まれるための看護・助産を追究する母子看護学・助産学、社会的自立を果たした人々が健康上の問題を抱えながらも日常生活をできるだけ自分のもてる力を生かせるような営みにしていくことに焦点をあてて、対象およびその家族らを支援する方法を追究する成人・老年看護学、健康社会づくりや、在宅療養支援、精神的援助を必要とする人々への自立支援において、看護職固有の機能を果たすための地域・精神看護学、個人、家族、集団に関する健康問題に対して、健康ニーズの把握からヘルスプロモーションの方法、実施、評価を行う公衆衛生看護学を置いています。

〈実践者養成コース〉

○ 保健師養成分野

保健師養成分野には、保健師養成所の指定規則に示されている教育内容を大学院レベルで行う科目群で構成される専門科目Ⅰと公衆衛生看護学の基盤を強化し、実践能力を充実させるための専門科目Ⅱで構成される実践公衆衛生看護学を置いています。

(2) 履修の要領

① 学年、学期

学年は4月1日から始まり、翌年3月31日で終わります。

本学では、学年を2学期に分け、半期で単位を修得するセメスター制を取り入れています。

前 期	4月1日～9月30日
後 期	10月1日～3月31日

② 授業時間

1 時限	9 時 0 0 分～1 0 時 3 0 分
2 時限	1 0 時 4 0 分～1 2 時 1 0 分
3 時限	1 3 時 0 0 分～1 4 時 3 0 分
4 時限	1 4 時 4 0 分～1 6 時 1 0 分
5 時限	1 6 時 2 0 分～1 7 時 5 0 分
6 時限	1 8 時 0 0 分～1 9 時 3 0 分
7 時限	1 9 時 4 0 分～2 1 時 1 0 分

※ 一部の科目については、土曜日の開講もあります。

③ 単位の算定基準

授業科目は、内容により授業形態を「講義」「演習」「実習（実験・実習を含む。）」に分けています。単位の計算は次のとおりです。

講義・・・15時間をもって1単位とする。

演習・・・30時間をもって1単位とする。

実習・・・45時間をもって1単位とする。

④ 履修方法

〈研究コース〉

ア 履修基準

基礎看護学分野又は応用看護学分野のいずれかの特論・演習を選択し主専攻とします。

それぞれ自己の看護実践経験や適性を考えて選択する必要があります。

主専攻が定まると、その分野の主専攻領域の授業科目特論2単位と演習2単位及び共通科目6単位を必修とし、同一分野又は、他の分野の授業科目及び共通科目から10単位を選択して20単位とします。

また、特別研究10単位を主専攻領域で履修します。

イ 特別研究

原則として主専攻分野の教授若しくは准教授が指導に当たり、課題に応じて副指導教員及び研究指導補助教員が指導・助言を行います。1年次の終わりに特別研究のテーマを決定してください。特別研究は、フィールドの選定・必要な手続き等を教授若しくは准教授の指導を受けて実施し、研究活動に入ります。研究経過、研究資料の整理等定期的に指導を受けて、修士論文を作成することになります。

ウ 履修例

○選択例1 基礎看護学分野の基礎看護学領域を主専攻と定めた場合

基礎看護学特論（2）、基礎看護学演習（2）、看護理論（2）、看護学研究方法論（2）、看護倫理（2）、地域・精神看護学特論（2）、地域・精神看護学演習（2）、生活習慣病予防論（1）、国際保健看護論（1）、看護管理学（2）、科学史（2）、基礎看護学特別研究（10）

計30単位

○選択例2 応用看護学分野の地域・精神看護学領域を主専攻と定めた場合

地域・精神看護学特論（2）、地域・精神看護学演習（2）、看護理論（2）、看護学研究方法論（2）、看護倫理（2）小児看護学特論（2）、小児看護学演習（2）基礎看護学特論（2）、健康増進看護学特論（2）、環境科学・生命科学特論（2）
応用看護学特別研究（地域・精神看護学）（10）

計30単位

- 選択例3 応用看護学分野の母子看護学・助産学領域を主専攻と定めた場合
母性看護学・助産学特論（2）、母性看護学・助産学演習（2）、看護理論（2）、看護学研究方法論（2）、看護倫理（2）、感染看護学特論（2）、感染看護学演習（2）、看護管理学（2）、疫学・保健統計学特論（2）、英語特別演習（2）、
応用看護学特別研究（母性看護学・助産学）（10）

計30単位

〈実践者養成コース〉

ア 履修基準

実践公衆衛生看護学専門科目Ⅰの授業科目31単位、実践公衆衛生看護学専門科目Ⅱの授業科目16単位（実践研究8単位含む）及び共通科目の授業科目のうち「看護理論」「看護学研究方法論」「看護倫理」の6単位を必修とし、「生活習慣病予防論」「国際保健看護論」「社会調査法演習」「行政・組織論」「疫学・保健統計学特論」の6単位を選択必修とする。その他2単位以上を選択し、合計61単位以上を履修します。

イ 実践研究

主専攻分野の教授若しくは准教授が指導に当たり、課題に応じて副指導教員及び研究指導補助教員が指導・助言を行います。1年次の終わりに実践研究のテーマを決定してください。

実践研究は、フィールドの選定・必要な手続き等を教授若しくは准教授の指導を受けて実施し、研究活動に入ります。研究経過、研究資料の整理等定期的に指導を受けて、修士論文を作成することになります。

ウ 履修例

○選択例

実践公衆衛生看護学専門科目Ⅰ（31）、実践公衆衛生看護学専門科目Ⅱ（16）、看護理論（2）、看護学研究方法論（2）、看護倫理（2）、生活習慣病予防論（1）、国際保健看護論（1）、社会調査法演習（1）、行政・組織論（1）、疫学・保健統計学特論（2）、情報学特論（2）

計61単位

⑤ 単位の認定

授業科目を履修し、その試験に合格した場合に、所定の単位が与えられます。

成績は、科目毎に、以下のとおり評価されます。

評 語	評 点（100点中）	成績評価	判 定
S	90点以上	特に優秀な水準で到達目標に達している	合 格
A	80点以上90点未満	優秀な水準で到達目標に達している	
B	70点以上80点未満	到達目標に達している	
C	60点以上70点未満	十分ではないが到達目標に達している	
D	60点未満	到達目標に達していない	不合格

成績評価についての相談・・・成績について相談がある場合は、科目担当教員に相談してください。あるいは、事務局教務学生担当職員に相談書を作成し、申し出てください。必要に応じて、研究科長に連絡し、適切な対応をとります。

⑥ 修了要件

原則として2年以上在学し、所定の単位を取得し、研究指導を受けて提出した修士論文審査及び最終試験に合格した者を修了とみなします。

ただし、1年以上在学し、優秀な成績で基準単位を取得した場合は、修了とみなすことがあります。

修士の学位論文の審査規準は、以下に示すとおりです。

⑦ 博士前期課程研究指導教員・補助教員

分 野	研究指導教員	研究指導補助教員
基礎看護学	山岸仁美 島内千恵子 田中美智子	毛利聖子 勝野絵梨奈 邊木園幸 林恵里子
応用看護学	平野かよ子 長鶴美佐子 久野暢子 重久加代子 小野美奈子 川原瑞代 川村道子 中村千穂子 中尾裕之 松本憲子 矢野朋実 濱寄真由美	山岡深雪 壹岐さより 甲斐鈴恵 高橋秀治 河野朋美 葛島慎吾
実践公衆衛生看護学	平野かよ子 松本憲子	高橋秀治 河野朋美

- 指導教員は、学生が希望する研究テーマなどをもとに、研究テーマを決定する際の助言、その後の研究指導を行い、論文完成までの一連の責任を持つ。研究指導に加え、学生の教育・研究に必要となる授業科目について、シラバスや学生便覧の履修例を参考にして学生の履修指導を行う。
- 副指導教員は、指導教員とともに、学生の研究テーマや研究方法について客観的立場から、助言、調整する役割を担う。また、学生の研究分野が学際性に富む場合、研究内容をより正確に捉え、助言する役割を持つ。
- 研究指導補助教員は、指導教員の下で、担当学生の研究指導の補助及び授業を担当する。

修士論文審査規準

〈研究コース〉

- 1 問題意識は看護学的か
- 2 問題意識から研究目的を定めるまでに十分吟味されているか
- 3 研究課題に即した十分なクリティークに基づいた文献検討が行われているか
- 4 研究目的に即した適切で信頼性のあるデータについて吟味されているか
- 5 データ分析および解釈の信頼性・妥当性があるか
- 6 研究目的・方法・結果および考察が論理的に記述されているか
- 7 研究が倫理的に行われているか
- 8 得られた結果は、看護学上意味があるか

〈実践者養成コース〉

- 1 問題意識は自身の看護実践や関心・疑問を基にした公衆衛生看護に関するものであるか
- 2 問題意識から研究目的を定めるまでに吟味されているか
- 3 研究課題に即した文献検討が行われているか
- 4 論文は根拠に基づいた論理的な記述がなされているか
- 5 研究が倫理的に行われているか
- 6 得られた結果は、公衆衛生看護学において意味があるか

(3) 授業科目一覧
(研究コース)

分野	領域	授業科目名	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
基礎看護学	基礎看護学	基礎看護学特論	1		2	(履修方法) ① 主専攻領域を選び 主専攻領域の授業 科目の特論2単位、 演習2単位を必修 とする。 ② 共通科目の授業科 目「看護理論」 「看護学研究方法 論」「看護倫理」 の6単位を必修と する。 ③ 他の授業科目から 10単位を選択す る。 ④ 特別研究10単位 を主専攻領域で行 う。 (修了要件) 30単位以上を修得 した上で、修士論文を 提出し、審査及び最終 試験に合格すること。
	看護学教育	基礎看護学演習	1		2	
		看護学教育方法論特論	1		2	
		看護学教育方法論演習	1		2	
	感染看護学	感染看護学特論	1		2	
		感染看護学演習	1		2	
	健康増進看護学	健康増進看護学特論	1		2	
		健康増進看護学演習	1		2	
		基礎看護学特別研究	1～2		10	
応用看護学	母子看護学・助産学	母性看護学・助産学特論	1		2	
		母性看護学・助産学演習	1		2	
		小児看護学特論	1		2	
		小児看護学演習	1		2	
	成人・老年看護学	成人看護学特論	1		2	
		成人看護学演習	1		2	
		老年看護学特論	1		2	
		老年看護学演習	1		2	
	地域・精神看護学	地域・精神看護学特論	1		2	
		地域・精神看護学演習	1		2	
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学特論	1		2	
		公衆衛生看護学演習	1		2	
		応用看護学特別研究	1～2		10	
共通科目		看護理論	1	2		
		看護学研究方法論	1	2		
		看護倫理	1	2		
		生活習慣病予防論	1		1	
		国際保健看護論	1		1	
		社会調査法演習	1		1	
		行政・組織論	1		1	
		疫学・保健統計学特論	1		2	
		健康科学特論	1		2	
		健康運動学特論	1		2	
		看護管理学	1		2	
		看護政策論特論	1		2	
		科学史	1		2	
		情報学特論	1		2	
		環境科学・生命科学特論	1		2	
		英語特別演習	1		2	
		日本語表現法	1		2	
		社会保障制度特論	1		2	

〈実践者養成コース〉

領 域	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
保健師養成分野	実践公衆衛生看護学 専門科目Ⅰ	公衆衛生看護学原論Ⅰ 公衆衛生看護学原論Ⅱ 地域診断論 地域診断論演習 健康づくり活動論Ⅰ 健康づくり活動論Ⅱ 健康づくり活動論Ⅲ 公衆衛生看護管理・健康危機管理論 看護政策論 地域ケアシステム論 地域ケアシステム論演習 個別支援方法論演習 集団支援方法論演習 公衆衛生看護管理・健康危機管理 理論演習 実践疫学 実践保健統計学 保健医療福祉行政論 社会保障制度論 基礎実習Ⅰ（市町村実習） 基礎実習Ⅱ（保健所実習）	1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1	1 1 1 2 2 2 1 2 1 1 1 1 1 2 2 2 2 3 2	（履修方法） ① 専門科目Ⅰの授業科目 31単位を必修とする。 ② 専門科目Ⅱの授業科目 16単位を必修とする。 ③ 共通科目の授業科目「看護理論」「看護学研究方法論」「看護倫理」の6単位を必修とし、「生活習慣病予防論」「国際保健看護論」「社会調査法演習」「行政・組織論」「疫学・保健統計学特論」の6単位を選択必修(*)とする。その他2単位以上を選択する。 （修了要件） 61単位以上を修得した上で、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
	実践公衆衛生看護学 専門科目Ⅱ	公衆衛生学特論 公衆衛生看護学ゼミナールⅠ 公衆衛生看護学ゼミナールⅡ 基礎実習Ⅲ（継続支援実習） 発展実習Ⅰ（職域保健実習） 発展実習Ⅱ（公衆衛生看護管理・健康危機管理実習） 実践研究	1 1 2 1 1 2 1～2	2 1 1 1 1 2 8	
共通科目	看護理論 看護学研究方法論 看護倫理 生活習慣病予防論 国際保健看護論 社会調査法演習 行政・組織論 疫学・保健統計学特論 健康科学特論 健康運動学特論 看護管理学 看護政策論特論 科学史 情報学特論 環境科学・生命科学特論 英語特別演習 日本語表現法 社会保障制度特論	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 * 1 * 1 * 1 * 2 *	

(4) 授業科目の概要

〔研究コース：基礎看護学分野〕

授業科目名	講義等の内容	科目責任者
基礎看護学特論	看護実践を導く理論の発展過程をたどりながら、日々の看護活動にとっての実践方法論の必要性及び看護実践そのものを学的対象としてとらえるための研究方法論について探究する。	やまぎし ひとみ 山岸 仁美
基礎看護学演習	実践事例および看護技術の構造分析に取り組み、実践方法論と研究方法論の修得過程を高める。	やまぎし ひとみ 山岸 仁美
看護学教育方法論特論	教育とは何か、看護学教育とは何かについて、関連する諸理論をもとに理解を深める。看護教育制度の変遷を概観し、学問としての成立と専門職者育成のための制度整備の過程を理解することを通して、看護学教育の特質について考察する。看護実践能力の向上につながる教育・指導方法について、学生の自己評価能力の育成をめざした教授－学修過程の実際から講義する。また、指導力の向上に重要な意味を持つ指導観形成については、臨地での実習指導場面および自己の指導過程の分析を通して、指導観形成につながる方法への理解を深める。	※令和4年度 開講せず
看護学教育方法論演習	看護学教育方法論特論で学んだ内容を踏まえて、看護実践能力の形成及び向上をめざす教育方法について、文献講読・討議、実際の教授－学修過程の分析・評価を通して理解を深め、看護学教育発展の課題について考察する。また、文献講読・クリティークを通して、研究計画立案に向けた検討を行う。	※令和4年度 開講せず

〔研究コース：基礎看護学分野〕

授業科目名	講義等の内容	科目責任者
感染看護学特論	自然界における微生物、人体の常在細菌叢の役割、病院内及び市中の感染で問題となっている種々の微生物の特徴や感染経路を踏まえて、感染対策について検討する。	しまうち ちえ子
感染看護学演習	人体及び環境からの細菌の検出、同定、薬剤感受性検査、菌株の同一性の識別、洗浄・消毒の効果測定などの実験を行い、検体の処理・取り扱い法、無菌操作など感染制御のための看護実践で必要とされる技術、並びに感染看護学の研究を行うために役立つ方法・技術について検討する。感染看護学領域の問題、研究の動向をふまえて、自己の研究課題を明確にし、研究方法を検討するために、感染看護学領域の国内外の文献の抄読を行い、討論する。	しまうち ちえ子
健康増進看護学特論	多様な生活を営む人の健康は遺伝的なものだけでなく、環境や生活行動などによっても影響を受けている。外部からの刺激に対して、人がどのように反応するのか、また、どうしてそのような反応をするのかについて明らかにしていく。健康を維持・増進していくための根拠ある支援を検討する。	たなか みち子
健康増進看護学演習	看護学の研究の中で主に健康維持増進につながる研究について、実際の測定・分析法及びデータ解析技術について演習を行い、これらの手法を修得する。	たなか みち子

〔研究コース：基礎看護学分野〕

授業科目名	講義等の内容	科目担当者
基礎看護学特別研究 (基礎看護学)	看護理論及び看護技術論に関する研究テーマの明確化、研究計画書の作成、研究素材の収集・分析、論文作成までの過程について指導する。 全過程において対象への倫理的配慮がなされるよう支援する。	山岸 仁美 ★毛利 聖子
基礎看護学特別研究 (看護学教育方法論)	研究テーマの明確化に取り組み、広く認識されている文献の中から研究テーマに関連した文献検索・検討の結果から、研究テーマ、研究の方向性、仮説の設定、研究方法を検討する。研究計画書を作成し、データ収集・分析、論文の作成、研究発表までの過程について指導する。また、指導においては、看護教育者としての倫理観形成を促すとともに、看護学研究における倫理指針等を踏まえ、看護学研究者としての倫理観形成を支援する。	※令和4年度 開講せず
基礎看護学特別研究 (感染看護学)	感染看護学に関する研究テーマとその研究方法について、文献検討、予備実験等を通して明確にし、研究計画立案、データ収集・分析を行い、論文作成し、発表する。全過程において対象への倫理的配慮がなされるよう指導する。	島内 千恵子 ★邊木 園 幸
基礎看護学特別研究 (健康増進看護学)	ストレスの多い環境の中で、ストレスによって生じる生体の反応は何か、その反応が生じた仕組みについて明らかにし、ストレス反応の緩和に必要なケアを考える。それにより、健康維持増進の支援についてエビデンスを見出し、論文にまとめる。論文作成の全過程において対象への倫理的配慮ができる。	田中 美智子 ★林 恵里子

注 ★は研究指導補助教員である。

〔研究コース:応用看護学分野〕

授業科目名	講義等の内容	科目責任者
母性看護学・助産学特論	人間が持つ「いのちを次代へとつなぐ素晴らしい働き」、いわゆる生命の連続性に関わる様々な健康問題や課題について、生活過程、家族、教育、社会、文化などの幅広い視点からその成り立ちや問題構造などを学ぶ。 その上で、生命の連続性に関わる看護の役割と方向性、求められる研究について理解を深める。 講義方法は、文献検討、討議、支援の実際の見学などを予定している。	長嶋 美佐子 濱崎 真由美
母性看護学・助産学演習	生命の連続性支援に関係する研究論文の講読を通して、研究についての理解を深める。また、自己の研究テーマを追究する上で必要とされる研究手法への理解を深め、実践に向けた基礎的能力を培う。	長嶋 美佐子 濱崎 真由美
小児看護学特論	文献検討等により、育児期にある家族の特徴や現代社会における課題、健康課題を明らかにし、子どもとその家族がより良い状態になるために必要な看護実践や研究の方法について検討する。	※令和4年度 開講せず
小児看護学演習	文献検討等により、健康課題をもつ育児期にある家族への援助に関する研究課題や研究方法について考察する。そのうえで、自己の研究課題や研究方法を明確にする。	※令和4年度 開講せず

〔研究コース:応用看護学分野〕

授業科目名	講義等の内容	科目責任者
成人看護学特論	健康障害を抱える成人とその家族を理解し、質の高い看護援助を提供する上で基礎となる看護理論、看護モデル、概念等について、講義や討議などから理解を深める。	ひさの のぶこ 久野 暢子
成人看護学演習	健康障害を抱える成人・家族、看護援助、研究方法および自己の研究課題に関連するテーマでの文献クリティークや討議を行い、自己の考えをより多角的・多面的に深める。またこの過程を通じて、研究計画書作成の基礎的能力を養う。	ひさの のぶこ 久野 暢子
老年看護学特論	社会的自立を果たした人々が、加齢変化や健康上の問題を抱えながら、自分の持てる力を生かして日常生活を営むための看護に必要な看護理論や生老病死について学ぶ。	しげひさ かよこ 重久 加代子
老年看護学演習	関心のあるテーマに沿って文献検索、研究論文クリティークを通して、既存の知見と研究手法、看護への理解を深める。また、研究に関する倫理指針、データ収集方法及びデータ分析方法について学び、研究計画書を作成する。	しげひさ かよこ 重久 加代子

〔研究コース:応用看護学分野〕

授業科目名	講 義 等 の 内 容	科目責任者
地域・精神看護学特論	(オムニバス方式) 健康社会づくりや、在宅療養支援、精神的援助を必要とする人々への自立支援における看護の方法について学ぶとともに、看護職固有の機能について追究する。 (川原) 在宅療養者とその家族への支援の現状と課題について考察するとともに在宅療養者の健康と生活を支援するために基盤となる理論や概念を理解する。 (小野) 退院支援・退院調整について理解を深めるとともに地域看護の対象と看護の特徴について学ぶ。 (川村) 精神の健康とはどのような状態を示すのかを明確にしたうえで、あらゆる人々が所属する社会のなかで精神保健を保ちながら生活できるための看護者としての支援について検討する。	川原 端代
地域・精神看護学演習	(オムニバス方式) 健康社会づくりや、在宅療養支援、精神的援助を必要とする人々への自立支援における看護過程を分析する方法を学ぶ。 (川村) 人間の精神の働きに注目し、人々がどのような状況でも自らの精神を健康に働かせることができる支援について検討していく。検討に相応しい研究論文を講読し、あらゆる人々の精神の健康を高めることに資する研究課題、研究方法について考察する。 (小野) 実践事例を基に看護過程を客観視し分析する力、地域看護を評価する力を高めるとともに、研究能力向上を目指した演習を行う。 (川原) 地域包括システムの概念や発展過程を理解し、文献や自己の実践活動から現状と課題について分析する。また、地域診断や個別事例のアセスメントから健康課題解決に向けPDCAサイクルを基盤とすることの意義を理解する。	川村 道子

〔研究コース:応用看護学分野〕

授業科目名	講 義 等 の 内 容	科目責任者
公衆衛生看護学特論	(オムニバス方式) 公衆衛生看護活動、地域の健康づくり、健康増進を目指した地域の活性化、ヘルスプロモーションの理念に基づいた保健活動、地域診断の考え方や診断結果の効果的な活用法について学ぶ。 (平野) 公衆衛生看護学の定義や公衆衛生を担う保健師の活動の独自性等の活動方法論について学ぶ。 (中尾) 公衆衛生看護に関する研究と実践に必要な疫学的な考え方と統計的な知識について学ぶ。 (中村) ヘルスプロモーションの理念を理解し、それに基づく保健活動の展開について考察する。 (松本) 公衆衛生看護活動実践事例をもとに、公衆衛生看護活動の本質を探究する。 (高橋) 地域社会づくりや予防的な健康支援に関わる看護活動の特質について、社会的文化的な背景、政策動向を含めて整理し考察する。	平野 かよ子
公衆衛生看護学演習	(オムニバス方式) 公衆衛生に関するデータの文献講読・レビュー、健康支援についての実践演習、データ解析演習を行う。 (平野) 公衆衛生看護活動の見せる化と活動の効果評価方法について演習を行う。 (中尾) 統計解析ソフトウェアや表計算ソフトウェアを用いて、データ解析演習を行う。 (中村) 健康教育の実践について、企画立案、指導案作成から、実施、評価について演習を行う。 (松本) 公衆衛生看護活動における自己の課題に対する世界の動向、我が国の状況、および法的基盤やこれまでの活動状況について文献を用いて考察する。 (高橋) 公衆衛生看護学における生活習慣病予防活動について文献を用いて考察する。	平野 かよ子

〔研究コース:応用看護学分野〕

授業科目名	講義等の内容	科目担当者
応用看護学特別研究 (母性看護学・助産学)	生命の連続性に関わる様々な健康問題や課題、支援の現状などから抱いた問題意識を整理し研究テーマとリサーチクエスチョンを設定する。それを踏まえ、十分な倫理的配慮がなされた研究計画書の作成、データ収集、論文の作成、公表と一連の研究過程をたどりながら、研究実践力を学ぶ。	長鶴 美佐子 濱野 真由美 ★壹岐 さより
応用看護学特別研究 (小児看護学)	育児期にある子どもと家族への看護援助に関して、研究課題を明確にし、課題に応じた研究デザインを選択し、データを収集、分析し、結果、考察を論理的に記述する。研究に関する倫理的課題を理解し、適切な配慮を行う。	※令和4年度 開講せず
応用看護学特別研究 (成人看護学)	健康障害を抱える成人とその家族への看護援助に焦点を当て、質の高い看護援助を目指した看護ケアの開発等に関する論文指導を行う。研究遂行にあたって必要な倫理的配慮がなされるよう指導する。	久野 暢子 矢野 朋実 ★山岡 深雪
応用看護学特別研究 (老年看護学)	社会的自立を果たした人々が、加齢変化や健康上の問題を抱えながら、自分の持てる力を生かしてQuality of lifeの維持・向上を実現するための看護について研究指導を行う。また、研究の倫理指針に基づいて倫理的配慮を行い、実施上の問題に適切に対処しながら、研究のプロセスを学び論文を作成する。	重久 加代子

注 ★は研究指導補助教員である。

〔研究コース:応用看護学分野〕

授業科目名	講義等の内容	科目担当者
応用看護学特別研究 (地域・精神看護学)	健康社会づくりや、在宅療養支援、精神的援助を必要とする人々への自立支援における、自己の問題意識を社会の現状や先行研究に照らして課題を焦点化する。課題解決のためにふさわしい研究方法を選択し、研究対象者への倫理上の配慮を行い、倫理的妥当性を持った研究計画立案、データ収集・分析の過程の個別指導を行いながら論文作成を支援する。 (小野) 家族支援、地域での看護に関する研究 (川原) 在宅ケアに関する研究 (川村) メンタルヘルス、精神疾患患者の退院支援に関する研究	小野 美奈子 川原 瑞代 川村 道子 ★葛島 慎吾
応用看護学特別研究 (公衆衛生看護学)	個人や集団に関する健康問題に関して、公衆衛生看護の視点をもって、研究計画を立案し、論文の作成を行う。 (平野) 公衆衛生看護活動の質的な評価方法をテーマとし、実践者と協働する研究的な取り組み方法を学び、論文を作成する。 (中尾) 健康問題の把握、健康課題への対策の検討、実施した対策の評価に関することを研究テーマとして、データを収集・分析し、論文を作成する。 (中村) ヘルスプロモーション活動の推進をめざし、地域診断や活動評価について分析し、論文を作成する。 (松本) 個人や集団また、地域における保健活動そのものを研究対象とし、これからの公衆衛生看護に必要な知見を見出すことを目的として、研究論文を作成する。	平野 かよ子 中尾 裕之 中村 千穂子 松本 憲子 ★高橋 秀治 ★河野 朋美

注 ★は研究指導補助教員である。

〔実践者養成コース:保健師養成分野〕

授業科目名	講義等の内容	科目責任者
公衆衛生看護学原論Ⅰ	公衆衛生看護の理念、対象、活動方法の特性について基本となる理論や概念を理解し、対象の理解について深く学ぶとともに、公衆衛生看護が対象とする健康課題や活動方法の基本的な考え方を理解し、公衆衛生看護活動の基盤となる能力形成を行う。	松本 憲子
公衆衛生看護学原論Ⅱ	保健師は社会的公正を活動の規範とし、地域、職場、学校での人々の健康な生活と QOLの向上及び社会の安寧に寄与することを使命とすることを理解し、専門職業人としての責務を果たすことができるよう、知識と態度を身に付ける。	松本 憲子
地域診断論	保健師の地区活動の基本となる地区診断について、意義と技法について理解する。地域診断に必要なデータの種類を知り、データを活用してアセスメントする方法について理解する。また、地域の健康課題の抽出方法について知り、健康課題の優先順位決定方法の理解を深める。	松本 憲子
地域診断論演習	資料収集・地区踏査により、健康課題をアセスメントし、地域の顕在化している課題のみならず潜在的な課題を抽出する。地区特性に基づく健康課題の検討、社会資源、地区組織、NPO・NGO、住民組織など、コミュニティを支える集団・組織や住民との協働を基盤とした保健活動計画（評価計画含む）を立案し、プレゼンテーションを行う。	髙橋 秀治
健康づくり活動論Ⅰ	ライフステージ別の保健医療福祉政策の動向と健康課題に関連する法・制度を学び、健康の維持・向上あるいは健康・生活問題を解決する活動方法を理解する。	髙橋 秀治

〔実践者養成コース:保健師養成分野〕

授業科目名	講義等の内容	科目責任者
健康づくり活動論Ⅱ	複雑困難な健康課題を有する人々を支援する能力を養うことを目的として、各種健診未受診者等、結核、精神、難病患者、虐待事例等への支援の実際の具体的な事例を通し、支援を求めない人々、制度の網目から抜け落ちる人々、複雑困難な健康課題を有する人々を支援する能力を養う。	まつもと のりこ 松本 憲子
健康づくり活動論Ⅲ	学校・産業における場や対象の特性を理解し、組織的に展開されている保健活動の実際を学ぶとともに養護教諭や産業看護職の役割を考察する。学校保健や産業保健と行政保健の共通点・相違点、行政・学校・産業の連携や協働における在り方、課題などについても検討する。	かわの 朋美 河野 朋美
公衆衛生看護管理・健康危機管理論	保健師が担う公衆衛生看護におけるマネジメント機能、特に管理的な立場の保健師が担う管理機能について概説する。さらに健康危機である自然災害や感染症の集団発生時の管理について学ぶ。	ひらの かよ子 平野かよ子
看護政策論	わが国の国および地方自治体レベルにおける看護政策の組織体制と政策形成過程を学び、その政策形成における看護職の果たす役割を学ぶ。学生は所属する組織の政策形成とその評価の実際を学び、政策形成に関わるステイクホルダーのあり方について考察する。	ひらの かよ子 平野かよ子
地域ケアシステム論	地域包括ケアシステムをはじめ様々な保健領域で構築されるケアシステムの概念、目的を理解し、ケアシステムの構築過程とそこにおける保健師の役割について学ぶ。	ひらの かよ子 平野かよ子
地域ケアシステム論 演習	地域ケアシステムの構築に関する活動事例を収集し、システムが形成される経緯、システムの構造、システム構築や運営における保健師等が果たす役割、システム構築の推進要因及び阻害要因を検討する。	ひらの かよ子 平野かよ子

【実践者養成コース:保健師養成分野】

授業科目名	講義等の内容	科目責任者
個別支援方法論演習	講義・演習・ディスカッションにより対象に合わせた効果的な個別支援方法について学び、保健師にとって必要な個別支援のスキルや態度を習得する。さらに、「個」から「集団」、かつ「集団」から「個」という保健師の視点についても理解を深め、個別支援の意義や役割を考える。	河野 朋美
集団支援方法論演習	個人の生活背景やそれを取り巻く地域社会の構造を理解しながら、個人・家族・集団・地域の健康課題を明確化し、かつそれらを関連付けて対処していく保健師の基本技術を理解する。	髙橋 秀治
公衆衛生看護管理・健康危機管理論演習	行政における公衆衛生看護管理の必要性、地域住民の健康を保持増進し、生活を守るための保健活動の質を保証する機能と役割について、事例を通じた演習を行う。また、特定地域の健康危機管理に関する情報収集、地区踏査を行い、特定地域の課題解決について検討する。	松本 憲子
実践疫学	自治体保健師の実践に必要な疫学的思考と疫学手法について学ぶ。疫学的因果関係、スクリーニング、年齢調整の方法などについて、講義と演習を行う。	中尾 裕之
実践保健統計学	自治体保健師の実践に必要な統計的思考と統計手法について学ぶ。いろいろな検定手法、バイアス、交絡因子、必要なサンプルサイズなどについて、講義と演習を行う。	中尾 裕之
保健医療福祉行政論	憲法第25条を具現化した社会保障及び公衆衛生の理念と背景を理解した上で、保健医療福祉に係る行財政の仕組み及び制度の基本を押さえながら社会福祉・医療制度の詳細を学習する。また、最近の政策動向の変更として住民の政策への企画立案への参加などの意義について検討する。	佐藤 信人

〔実践者養成コース:保健師養成分野〕

授業科目名	講義等の内容	科目責任者
社会保障制度論	社会保障制度の中でも地域保健分野においては、社会福祉法・介護保険法の同時改正による地域共生社会構築が政策課題となっている。このことは保健師の活動領域を拡大させる政策転換であり果たす役割が重大となっている。このような中で、例えば高齢者領域のケアマネジメント等の実例を切り口にして地域でリーダーシップをとることができる実践力を獲得する。	まとう 信人 佐藤 信人
基礎実習Ⅰ (市町村実習)	個人・家族等を対象とした支援を経験し、個別事例への継続支援を通して支援の計画の作成、実施、評価の過程を体験する。また、個別支援から集団対応、地域づくりへと発展させる保健師の活動展開方法や身近な保健福祉サービスを提供する市町村の役割を理解する。	たかはし しょうじ 高橋 秀治
基礎実習Ⅱ (保健所実習)	公衆衛生看護活動が展開される主要な場の特性や特徴的な公衆衛生看護活動について学び、それぞれの場の一員として活動できる基礎的な能力を養う。保健所実習では、保健所の組織構造、機能、健康に関わる部署や組織とその機能、保健所で特徴的な保健師の役割を学ぶ。	まつもと のりこ 松本 憲子
公衆衛生学特論	社会・地域における健康課題や対応する公衆衛生施策を学び、地域保健活動を展開する上で、基本となる公衆衛生学の理念や理論について理解を深める。衛生行政や環境保健等の活動の実際や事例から公衆衛生学的に健康課題を捉え、解決するための能力を養う。	かわの ももみ 河野 萌美
公衆衛生看護学ゼミナールⅠ	学生が公衆衛生看護学を学ぶ過程で持つ疑問等を取り上げ、学生がその解決方法を主体的に学習し学生同士の論議で解決する内容を中心とする。これまでの学びや公衆衛生看護学実習等でもった疑問・問題意識に対して研究的に取り組む実践研究の方策等を協議する。	ひらの かよ子 平野 かよ子

〔実践者養成コース:保健師養成分野〕

授業科目名	講義等の内容	科目責任者
公衆衛生看護学ゼミナールⅡ	講義や演習、実習での学びや体験を公衆衛生看護学として意味づけることを目的とし、ディスカッションやプレゼンテーションを行う。公衆衛生看護学としての意味づけを行うためにフィールドワークが必要な場合は、フィールドワークも行い、学びを広げたり深めたりしていく。	松本 憲子
基礎実習Ⅲ (継続支援実習)	地域で生活する個人・集団への継続的関わりや支援を通して、“地域で生活する住民”“地域集団”に対する理解を深めるとともに、行動変容につなげるための効果的なアプローチを実践・評価し、リフレクションする。また、継続支援における保健師の役割や課題について学ぶ。	河野 朋美
発展実習Ⅰ (職域保健実習)	事業所における保健活動と安全管理の実際を体験的に学び、予防活動を担う保健職種の役割を理解する。また、事業所における保健活動と地域保健との連携についての理解を深める。	髙橋 秀治
発展実習Ⅱ (公衆衛生看護管理・健康危機管理実習)	地域で生活するすべての人々が安全で安心して健康的に暮らしていくことを支援するために実施されている公衆衛生看護における看護管理や地域の健康危機管理の理解を深める。健康危機管理の実際を理解し必要な知識・態度を習得させ健康危機管理体制の課題を探究する。	松本 憲子
実践研究	履修した科目等を通して捉えた地域の課題から研究課題を抽出し、公衆衛生看護の視点を持って研究計画を立案し、研究に取り組み修士論文を完成させる。	平野かよ子 松本 憲子

〔共通科目〕

授業科目名	講義等の内容	科目責任者
看護理論	看護実践を導く看護理論について、ナイチンゲール看護論を中心に主要な看護理論について理解を深め、看護実践における看護理論の意義をディスカッションを通して明確にする。各看護理論の開発プロセス、特徴、実践への有効性について事例への適用を試みながら検討し、プレゼンテーション、ディスカッションを通して理解を深めていく。	山岸 仁美
看護学研究方法論	看護学における研究の意義を理解し、研究デザインの種類や特徴、研究のプロセス、研究倫理などを学ぶことで、看護学の発展に寄与しうる研究において必要な知識を修得する。また、研究論文のクリティークを通して研究の実践を学び、研究遂行における基礎的能力を養う。	ひきの のぶ子 久野 暢子
看護倫理	看護倫理の基本について歴史的に理解し、倫理的課題を検討する。実践現場で活用できる倫理的判断能力と問題解決技法、および研究倫理について学ぶ。	しまうち ちえ子 島内 千恵子
生活習慣病予防論	ライフサイクルにおける生活習慣病の特徴を理解すると共に、基本的な生活習慣病の病態・治療方法と、生活習慣病予防を目指した主な生活習慣改善方法である食・運動に関する保健指導のポイントを学習する。	たかはし しゅうじ 高橋 秀治
国際保健看護論	世界のすべての人々が健康な生活を享受する社会の実現をめざしたグローバルヘルスの課題とそれに対する世界的な戦略及び日本の取組について学ぶ。また、国際看護活動について医療モデルと公衆衛生モデルによるアプローチから捉え、自己の実践分野における健康課題解決に向けた取組について計画立案する。	なかつ ちえ子 中村 千穂子

〔共通科目〕

授業科目名	講義等の内容	科目責任者
社会調査法演習	社会調査は、単に社会科学の学問的なデータを集める手法にとどまるものではなく、様々な社会的実践活動の基礎をなす、問題発見と論理的な思考に深く貢献するものである。 授業では、社会調査プロジェクト(フィールドワーク)の実践を通じ、社会現象を科学的に理解し、議論するためのスキルを身につける。具体的には、全体課題として指定した大きなテーマに基づき、受講生自らが問いを立て、仮説をつくり、仮説を検証するための対象と方法を選択し、実践するプロセスを経験することで、問題の設定やそれに相応しい論理的思考力を身につける。 特にフィールドワークでは、実際に地域社会に出て調査を行うことで、地域というフィールドと論理的な思考とを往復しながら考察を深めることを目指していく。	うめづ けんいちろう 梅津 顕一郎
行政・組織論	行政、特に自治体に関して、選挙から議会と首長の役割・関係など地方自治制度の仕組みを理解した上で、役所つまり自治体組織について、部署、各部署の業務、そして、その相互関係を理解してもらう。これらをベースに自治体の行政活動を、規制行政、行政サービス提供、公共事業などと分けながら理解した上で、事業を実施する場合のプロセスを学ぶ。また、地域コミュニティの歴史と現状・仕組みを理解した上で、連携する場合の手法など学ぶ。以上を講義形式に演習形式を組み合わせ、より深く理解してもらう。	ありま しげきく 有馬 晋作
疫学・保健統計学特論	看護研究、および根拠に基づく看護(EBN)に必要な疫学的な考え方と基本的な統計的方法について学ぶ。疫学指標や疫学研究方法、基本的な統計量や分布、検定の考え方などについて、講義を行う。	なかむら ひろゆき 中尾 裕之
健康科学特論	栄養素の摂取と栄養素の体内利用(代謝)は生命現象の根元である。栄養と生命活動および人間生活にかかわる科学的な事実を基盤にして、健康を支える栄養のあり方について考える。食情報を受発信できる力を身につけ、地域の人々がより健康的な生活を送れるように、栄養をとおした支援に活用できる力を養う。	すがの さちこ 菅野 幸子

〔共通科目〕

授業科目名	講 義 等 の 内 容	科目責任者
健康運動学特論	医療と運動の関わりをふまえて、健康と運動の関係、身体機能と運動のかかわり等について理解し、運動不足で起こる疾病や運動時に起こしやすい障害の予防法、運動処方を中心としたリハビリ等について実践し修得していく。	串間 敦郎 くしまた あつろう
看護管理学	看護管理学の諸理論及び看護管理過程について学修し、看護管理のあり方を探求する。	鶴田 恵子 つるた けいこ
看護政策論特論	わが国の国および地方自治体レベルにおける看護政策の組織体制と政策形成過程を学び、保健医療の政策形成における看護職の果たす役割を学ぶ。 また、社会情勢が大きく変化する時代にあって健康に関する公共政策のあり方、位置づけについて考察する。	平野かよ子 ひらの かよこ
科学史	各自の研究テーマを以下の学習を通じて理論的に考察・検討し、問題の焦点化の一助としていく。 人類がものごとを科学として究明して来たその一般的な過程的構造を捉え、学問とは、そしてその方法を理解していく。自然研究のみならず、社会、精神の研究も題材に、運動・変化・発展としてあるものごとをその断片から正しく頭脳に構成していく能力である「弁証法」と「認識論」とを、それぞれの初歩から養成していく。	浅野 昌充 あさの まさみつ

【共通科目】

授業科目名	講義等の内容	科目責任者
情報学特論	先行研究の論文を読むときや、自分の研究をまとめる過程で必要となるような情報処理の基礎的な手法について学ぶ。文献検索、文書表現、基本的な統計量の計算、プレゼンなどについて、パソコンを用いた授業を行う。	長坂 猛 ながさか もと
環境科学・生命科学特論	ナイチンゲールの説く「生命の法則」の要は「人間と環境との関係」である。本授業では、「健康な生活とは？」を『看護覚え書』の各論一つ一つを通してつかみ、上記「生命の法則」からとらえ返して体系化していく。授業形態は少人数のゼミ形式とする。	小河 一敏 おごう かずとし
英語特別演習	看護学の発展段階の節目となった看護文献や、各受講者の専門分野・関連分野で必要な英語の文献を検索し、論文を読む能力を身につける。また、演習を通して、特に英語で抄録や論文を作成する際に必要な構成・語彙・表現法などについての知識も身につける。	川北 直子 Joel Hensley かわきた なおこ
日本語表現法	日本語表現能力の向上を目的とする。母語によるコミュニケーション能力は、理解力・論理的思考力・伝達力などを総合的に必要とし、物事と直面する際の基礎となる能力である。この授業では、実践的にこれらの能力を向上させていきたい。	大館 真晴 おおだて まはる
社会保障制度特論	我が国における今日の社会保障制度は第二次世界大戦以降に構築されたが、現下の超少子高齢化の人口構造と経済の低迷により制度の持続可能性を高めるために給付の重点化・効率化等が進んでいる。社会保障制度の変革期にある今日、今後の社会保障制度のあり方やその中での保健の位置づけについて検討する。	佐藤 信人 さとう のぶと

6 博士後期課程の教育課程

6 博士後期課程の教育課程

(1) 概要

博士後期課程には、教育課程として基礎看護学分野と応用看護学分野があります。

① 基礎看護学分野

基礎看護学分野においては、看護の原基形態の内部構造の究明を前提に、今日の社会的要請に応えるために、既存の知識・技術だけでは解決できない諸問題に対して、基礎看護学に関連した教育研究活動を行い、新たな知識・技術の創出と実証をめざします。その内容として、実践を導く看護理論については、抽象度の高い本質論から、現実の諸問題の構造を見抜くために有用な表象論を明示し、さらにその段階化やシステム化をめざします。また、実践現場で経験的に獲得されているすぐれた技術の科学的な根拠を追究し、汎用可能な技術として開発していくための技術分析方法を教授し、看護基礎教育における看護技術の修得レベルを上げるための看護学教育方法の開発についても取り組みます。

また、看護の立場から感染制御を行う専門的な能力の向上をめざす教育研究に加え、健康を維持増進するための根拠ある看護実践能力の育成もめざします。

② 応用看護学分野

応用看護学分野においては、社会情勢の急激な変化に応じて発生している多様な看護ニーズに対応し、対象特性に応じた個別な看護実践を発展させるための支援方法開発をめざした教育・研究指導を行います。その内容として、生命の連続性を支える立場から、生命の誕生と健やかな成長に影響を及ぼす健康課題や問題解決のための支援方法開発に取り組みます。

また、健康障害によってもたらされる本人・家族の問題への支援プログラムの開発、医療を受ける対象の生活調整にいかにして看護の専門性を発揮するかという観点からの支援方法の開発をめざします。加えて、地域全体の特性・構造を把握し、地域の健康・生活課題を分析・見せる化させる方法や、地域で暮らす人々と関係者が協働して在宅ケアシステムや地域ケアシステムを構築する等、安全で暮らしやすい地域社会とする活動方法等を開発し、看護学の専門性の探求に取り組みます。

(2) 履修の要領

① 学年、学期

学年は4月1日から始まり、翌年3月31日で終わります。

本学では、学年を2学期に分け、半期で単位を修得するセメスター制を取り入れています。

前 期	4月1日～9月30日
後 期	10月1日～3月31日

② 授業時間

1時限	9時00分～10時30分
2時限	10時40分～12時10分
3時限	13時00分～14時30分
4時限	14時40分～16時10分
5時限	16時20分～17時50分
6時限	18時00分～19時30分
7時限	19時40分～21時10分

※ 一部の科目については、土曜日の開講もあります。

③ 単位の算定基準

授業科目は、内容により授業形態を「講義」「演習」「実習(実験・実習を含む。)」に分けています。単位の計算は次のとおりです。

講義・・・15時間をもって1単位とする。

演習・・・30時間をもって1単位とする。

実習・・・45時間をもって1単位とする。

④ 履修方法

ア 所属領域の決定と指導体制

「基礎看護学分野」又は「応用看護学分野」内のいずれかの領域を主専攻として、その科目の担当教員が指導にあたります。課題に応じて副指導教員が特別研究の指導にあたります。

イ 履修指導及び研究指導

主専攻領域の選択科目2単位、共通科目2単位を必修とします。特別研究8単位を主専攻領域で行います。

○選択例 看護学教育領域を主専攻と定めた場合

看護学教育方法開発論(2)、理論看護学(2)、基礎看護学特別研究(8)

計12単位

特別研究は、指導教員の研究グループに参加しつつ、研究指導日を設定して文献検討、フィールド調査、研究方法等について指導を受けて研究活動に入ります。特別研究の成果として論文をまとめ、発表することになります。

なお、看護学研究の学的レベルを担保するために、共通科目6科目から選択し、履修できるようにしています。

⑤ 単位の認定

授業科目を履修し、その試験に合格した場合に、所定の単位が与えられます。
成績は、科目毎に、以下のとおり評価されます。

評 語	評 点 (100点中)	成績評価	判 定
S	90点以上	特に優秀な水準で到達目標に達している	合 格
A	80点以上90点未満	優秀な水準で到達目標に達している	
B	70点以上80点未満	到達目標に達している	
C	60点以上70点未満	十分ではないが到達目標に達している	
D	60点未満	到達目標に達していない	不 合 格

成績評価についての相談・・・成績について相談がある場合は、科目担当教員に相談してください。あるいは、事務局教務学生担当職員に相談書を作成し、申し出てください。
必要に応じて、研究科長に連絡し、適切な対応をとります。

⑥ 修了要件

博士後期課程の修了要件は、原則として3年以上在学し、専門科目2単位以上、共通科目2単位以上、特別研究8単位を取得し、研究指導を受けた上で提出した学位論文審査及び最終試験に合格することとします。

ただし、在学期間に関しては、特にすぐれた研究業績を上げた者については、大学院に3年（博士前期課程を2年で修了した者は、博士前期課程の在学期間を含む。）以上在学すれば、学位審査を受けることができます。

博士の学位論文の審査規準は、以下に示すとおりです。

⑦ 博士後期課程研究指導教員・補助教員

分野	研究指導教員	研究指導補助教員
基礎看護学	山岸仁美 島内千恵子 田中美智子	
応用看護学	平野かよ子 小野美奈子 長鶴美佐子 久野暢子 濱寄真由美	重久加代子 川原瑞代 中村千穂子 松本憲子 川村道子 矢野朋実

○ 指導教員は、学生が希望する研究テーマなどをもとに、研究テーマを決定する際の助言、その後の研究指導を行い、論文完成までの一連の責任を持つ。研究指導に加え、学生の教育・研究に必要となる授業科目について、シラバスや学生便覧の履修例を参考にして学生の履修指導を行う。

○ 副指導教員は、指導教員とともに、学生の研究テーマや研究方法について客観的立場から、助言、調整する役割を担う。また、学生の研究分野が学際性に富む場合、研究内容をより正確に捉え、助言する役割を持つ。

○ 研究指導補助教員は、指導教員の下で、担当学生の研究指導の補助及び授業を担当する。

博士論文審査規準

- 1 研究課題が適切か
- 2 問題意識から研究目的を定めるまでに十分吟味されているか
- 3 研究課題に即した適切な文献検討が行われているか
- 4 研究目的に即した適切で信頼性のあるデータが収集されているか
- 5 研究方法の独創性・信頼性・妥当性があるか
- 6 データ分析および解釈の信頼性・妥当性があるか
- 7 研究の目的・方法・結果および考察が論理的に記述されているか
- 8 研究が倫理的に行われているか
- 9 看護学研究として独創性および有用性があるか
- 10 論文の構成力と表現力が十分であるか
- 11 研究結果を踏まえて、実践への提言がなされているか

(3) 授業科目一覧

分野	領 域	授 業 科 目 名	配当年次	単 位 数		備 考
				必 修	選 択	
基礎看護学	基礎看護学 看護学教育 感染看護学 健康増進看護学	基礎看護学特講	1		2	(履修方法) ① 主専攻領域を選び、主専攻領域の選択科目2単位を必修とする。 ② 特別研究8単位を主専攻領域で行う。 ③ 共通科目の授業科目2単位を必修とする。 (修了要件) 12単位以上を修得した上で博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
		看護学教育方法開発論	1		2	
		感染看護学特講	1		2	
		健康増進看護学特講	1		2	
		基礎看護学特別研究	1～3		8	
応用看護学	母子看護学・助産学 成人・老年看護学 公衆衛生看護学	母子看護学・助産学特講	1		2	
		成人・老年看護学特講	1		2	
		公衆衛生看護学特講	1		2	
		応用看護学特別研究	1～3		8	
共通科目		理論看護学	1		2	
		科学者倫理	1		2	
		看護学研究方法応用	1		2	
		生命科学研究方法論	1		2	
		社会科学研究方法論	1		2	
		アカデミックライティング	1		2	

(4) 授業科目の概要

〔基礎看護学分野〕

授業科目名	講義等の内容	科目責任者
基礎看護学特講	看護技術を看護観の表現として位置づけ、看護基本技術を体系化し、その修得過程のシステム化によって実践能力の土台を形成する看護技術学について、看護技術教育の内容と方法を通して吟味し、看護技術学の発展の方向について探究する。	山岸 仁美
看護学教育方法開発論	看護学教育実践そのものを研究対象としてとりあげ、教授-学修過程の分析を通して教育評価能力を高めるとともに、より効果的・効率的な教育方法の開発を目指す。 また、看護学教育及び生涯教育の分野においては、e-ラーニング等による教育が導入され教育効果を高めている。ここではVOD型看護技術教育支援システムの構築プロセスとその教育実践の構造分析から、システムの開発・課題について追究する。	※令和4年度 開講せず
感染看護学特講	今日、新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な感染拡大をはじめ、新型インフルエンザ、ノロウイルス、薬剤耐性菌など感染症の問題が山積し、感染看護学の重要性はますます高まっている。そこで、感染看護の問題点や感染対策の科学的根拠を明らかにし、より効果的で看護実践の場で受け入れやすい感染対策を検討する。また、看護における感染制御に必要な知識を明らかにし、学習者の関心を呼び起こし、理解を助けるような教材、実験実習等、効果的な教育方法を検討・開発する。	島内 千恵子
健康増進看護学特講	人の身体機能を含め、生活は環境に左右される。ストレスの多い環境で健康を維持・増進していくために、環境や生活行動に働きかけることで生じる人の反応を検討し、その反応のメカニズムを明らかにする。これらのことより、生活の中でストレス反応を緩和し、健康維持・増進への方向性を検討する。特に生体リズム、睡眠について探求する。	田中 美智子

〔基礎看護学分野〕

授業科目名	講義等の内容	科目担当者
基礎看護学特別研究 (基礎看護学)	看護技術についての科学的な理解のもとに、その基本技術修得過程における学生の認識と行動を観察し、事実をもとに再構成できること、技術上達のプロセスをみつめ、その論理構造を抽出できることの訓練を課す。そして実践現場で経験的に獲得されているすぐれた看護技術を見出し、その形成過程における看護師の認識と行動の論理分析を通して、看護技術学体系の発展につながる実証的研究を行う。得られた知見を社会化できるよう論文指導を行う。全過程において対象への倫理的配慮がなされるよう指導する。	山岸 仁美 やまがし ひとみ
基礎看護学特別研究 (看護学教育方法開発論)	看護学教育の教授―学修過程を分析し、到達目標の修得レベルを向上させるために必要な教育方法の考案・開発を推進し、汎用可能な教育方法の構築をめざす。得られた知見を社会化できるよう論文指導を行う。全過程において対象への倫理的配慮がなされるよう指導する。	※令和4年度 開講せず
基礎看護学特別研究 (感染看護学)	看護における感染制御上の問題の実態を、文献検討や実践現場での調査によって明らかにし、感染対策を実証的に展開して分析する。得られた成果の汎用化に向けて、視覚的教材研究を深め、看護における感染制御上の責務に応えるための臨床的・教育的体系化をはかり、既存の知見を組織化する。得られた知見を社会化できるよう論文指導を行う。全過程において対象への倫理的配慮がなされるよう指導する。	島内 千恵子 しまうち ちえこ
基礎看護学特別研究 (健康増進看護学)	看護を行う上で、健康の維持増進、健康障害の予防、健康の回復、苦痛の緩和は重要な視点である。環境からのストレスがもたらす生体反応について焦点を当て検討していく。なかでも、生体リズム、睡眠がどのように影響を受けるのか、また、生体リズム、睡眠が障害を受けないためにはどのような関わり、支援が有効かなどについて明らかにしていき、健康維持増進に向けての根拠となる睡眠への援助を見出し論文としてまとめる。論文作成の全過程において対象への倫理的配慮ができる。	田中 美智子 たなか みちこ

〔応用看護学分野〕

授業科目名	講 義 等 の 内 容	科目責任者
母子看護学・助産学 特講	生命の連続性を支える看護者の立場から、生命の誕生と健やかな成長に多大な影響を及ぼす健康課題や問題について幅広い視点から理解を深め、今日的課題を踏まえた看護者の支援の方向性及び方法について検討し、研究の方向性を探る。	長鶴 美佐子 濱崎 真由美
成人・老年看護学 特講	健康上の問題を抱える成人および高齢者とその家族が有する課題や問題について幅広い視点から理解を深め、現代の保健・医療・福祉の状況を踏まえたより良い看護を探究する。	久野 暢子
公衆衛生看護学特講	地域の人々のQOLの向上と健康づくりを志向する社会変革を図るための看護の方法を開発することを目指し在宅ケアシステムや地域開発に関わる理論や先行研究を検討する。さらに、健康を支える社会システムの中で看護の役割を探究する。	平野 かよ子

〔応用看護学分野〕

授業科目名	講義等の内容	科目担当者
応用看護学特別研究 (母子看護学・助産学)	生命の連続性を支える看護者の立場から、生命の誕生と健やかな成長に多大な影響を及ぼす健康課題や問題解決のための支援方法開発をねらいとした研究課題に取り組む。研究は適切な倫理的配慮のもとですすめ、成果を論文にまとめることができるよう指導する。	長瀬 美佐子 濱崎 真由美
応用看護学特別研究 (成人・老年看護学)	成人・老年期にある患者及び家族が抱える健康問題への支援方法の開発や支援にかかる政策等に関する研究課題に取り組み、博士論文を作成することを指導する。また、全過程において対象への倫理的配慮がなされるよう指導する。	久野 暢子 ★重久 加代子 ★矢野 朋美
応用看護学特別研究 (公衆衛生看護学)	地域で暮らす人々のQOLの向上を図り、暮らしやすい地域社会の実現を目指し、人々と関係者が協働して在宅ケアシステムや地域ケアシステムを構築する活動方法等に関わる先行研究等を検討し、得られた仮説をフィールドワークを通して実証的に追究していく。また、実践で用いている用語の概念分析を行い、実践知の形式知化を行う。その過程においては、研究対象者への倫理的配慮が行われるように指導する。さらに得られた知見を社会化できるよう論文指導を行う。	平野 かよ子 小野 美奈子 ★川原 瑞代 ★笹村 千穂子 ★松本 憲子 ★川村 道子

注 ★は研究指導補助教員である。

〔共通科目〕

授業科目名	講義等の内容	科目責任者
理論看護学	看護実践を導く看護理論の創出、発展過程を歴史的にたどりながら学体系の構築が進むプロセスについて討議する。	山岸 仁美 やまがし ひとみ
科学者倫理	健全な科学の発展のために、研究を行っていく大学院生として責任ある研究活動とはどういうものかについて考える。それを実践するために必要な研究倫理に関する感受性を高めるとともに、知識を修得する。これまでに報告されている研究不正などの具体例をもとに、研究公正の概念を再確認し、これらに関連する明文規定についても理解する。	岩江 荘介 いゑ しょうけい
看護学研究方法応用	看護実践、研究の遂行、理論開発における概念分析や関係性の記述文の統合の位置づけや方法について学び、自身の研究における主要概念の属性、先行要件、帰結の明確化や概念枠組みの構築について理解する。 質の良い研究を継続的に行うための方略として、外部資金の獲得、研究計画のブラッシュアップ、さらにはプレゼンテーションなど、研究を遂行する上での必要不可欠なことを学修する。	時浦 美智子 ときうら みちこ
生命科学研究方法論	人間を対象とする科学は、人間が、他の動物と一線を画する頭脳活動（＝「心と頭」の働き）を行うように進化した生命体であるとの、しっかりとした理解の上に成り立つものである。ここでは、看護研究の理論基盤として、まず生命とは何か（生命論）、そして社会的かつ認識的実在である人間生命の特殊性は何かを社会論・認識論として学びつつ、科学的研究方法を理解していく。	浅野 昌亮 あさの まさみつ

〔共通科目〕

授業科目名	講 義 等 の 内 容	科目責任者
社会科学研究方法論	実際の研究論文にふれることによって社会科学の対象とその特質について学び、その研究方法を理解する。 その上で、社会科学研究方法の限界と可能性、看護学研究方法との共通点と相異点を検討し、社会科学研究の結果を看護学や看護実践へ適用する可能性について考察する。	植山 委都子
アカデミックライティング	受講生自身の研究内容を用いて、英文抄録を書けるようになるための演習、国際学会でのポスター発表・口頭発表の提示資料・発表原稿を書く演習を行う。 演習を通して英語での研究発表のスタイルや必要な表現を学ぶ。	筑紫 直子

O

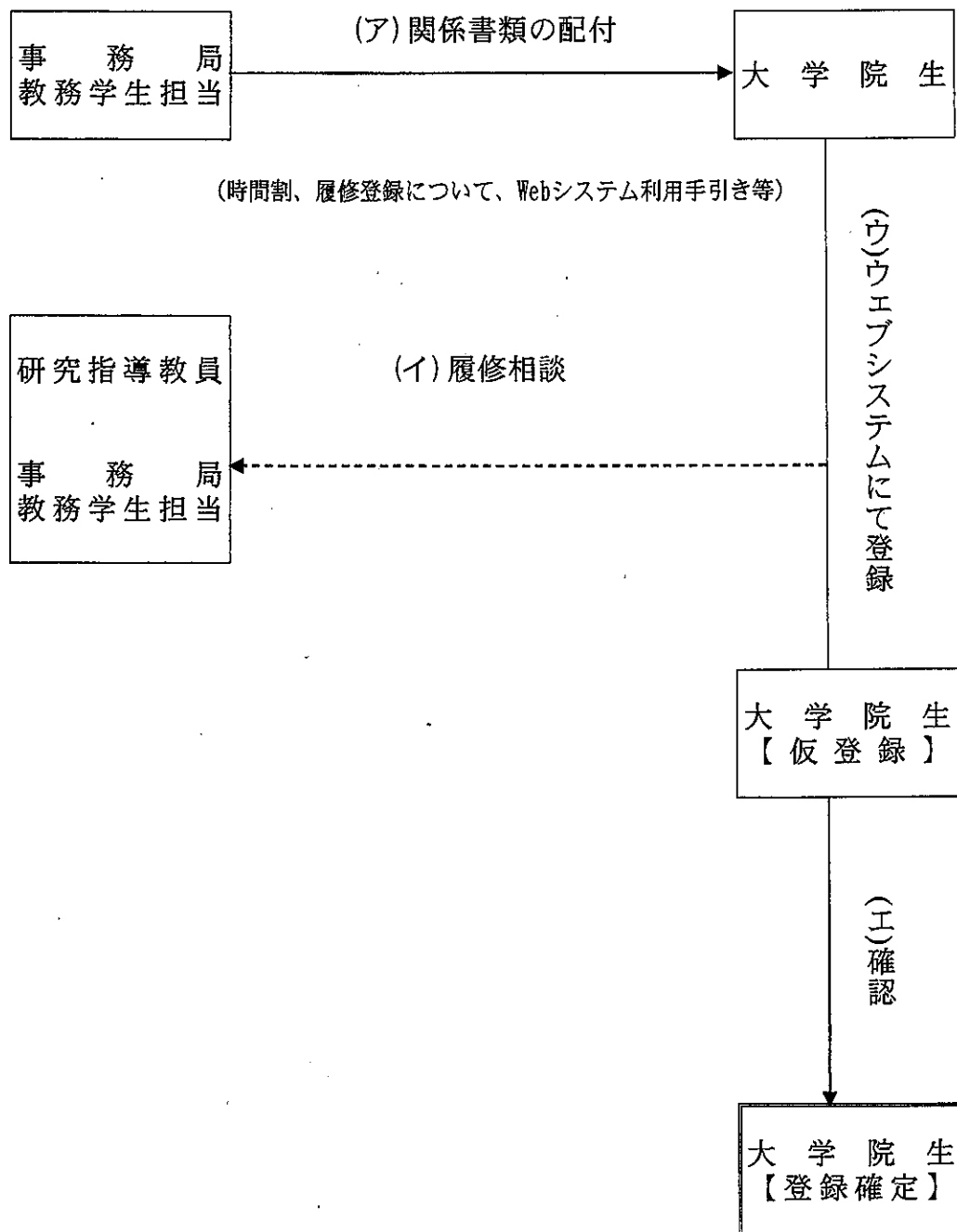
O

7 履 修 登 録

7 履修登録

受講は履修登録に始まります。時間割、シラバス、履修選択例等を十分理解した上、ガイダンスにおける指示に従い Web システムにて登録してください。

① 履修登録手続の流れ



② 履修登録手続

ア 登録関係書類の配付

- ・時間割表
- ・Web システム利用手引

イ 履修相談

履修制度や履修登録手続などについては、受付期間に研究指導教員及び事務局教務学生担当に相談し、自分の履修計画に合う履修登録を行ってください。

ウ Web システムにて履修登録

Active Academy ログイン画面からログインして、履修登録を行います。詳細は、「Web システム利用手引」を参照してください。履修内容でエラーが表示される場合は修正を行ってください。

登録した後は、仮登録の内容を Web システムから印刷するなど、履修漏れ等がないか、よく確認してください。

エ 最終確定

履修登録期間中、仮登録の内容に修正があれば何回でも修正することができますが、必ず期限の 21 時までに内容を確認し、確定してください。確定後、登録内容を印刷して、再度確認してください。

③ 履修登録上の注意事項

履修しようとする授業科目を登録する上で、次のことに注意してください。

ア 登録時期

前期開講の授業については 4 月上旬、後期開講の授業については 10 月上旬に行います。

④ 履修申請関係日程

■ 4 月

期間 手続	日	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
ア 登録関係書類の配付		◆										
イ 履修準備期間			◆	◆	◆			◆	◆	◆	◆	
ウ 履修相談の受付				◆	◆			◆	◆	◆	◆	
エ Web での履修登録※				◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	

※14 日は 21 時まで登録可能

■10月

期間 日 手続 曜日	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
ア 履修準備期間	◆	◆	◆	◆	◆					確定
イ 履修相談の受付	◆	◆	◆	◆	◆					
ウ Webでの履修登録※	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	

※11日は21時まで登録可能 ◆印は対応日です。

事務局での受付時間は、9時～17時です。

⑤ 遠隔授業

授業の方法として、オンライン（Microsoft Teams）により遠隔で行う場合があります。

ア 遠隔授業の種類

・同時双方向型授業

同時かつ双方向（リアルタイム）に音声や動画で行う授業です。

通信容量が多くなるため、通信環境の良い場所で履修してください。

・動画配信型授業（オンデマンド授業）

授業等の録画されたビデオを視聴し、課題等の提出やメール等で質問や議論を行う授業です。

通信容量が多くなるため、通信環境の良い場所で履修してください。

・資料配信型授業（オンデマンド授業）

ナレーション付きの講義資料（PowerPoint等）を視聴し、課題等の提出やメール等で質問や議論を行う授業です。

・自主学習中心型授業

講義資料、参考図書による自習、課題研究などを中心として、課題等の提出やメール等で質問や議論を行う授業です。

イ 遠隔授業の留意事項

・不正行為の防止

不正な方法での受講や遠隔授業への不正アクセスなど授業を妨害するような行為は禁止します。

・著作権と個人情報

授業の録画、録音、URL/ID/パスワードを他人と共有すること、授業に関するもの（資料・音声ファイル・動画・画像ファイル等）をSNS等インターネット上へアップロードまたは、他者への送信、外部漏洩することは禁止します。

8 宮崎県立看護大学院履修規程

8 宮崎県立看護大学院履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県立看護大学大学院学則(以下「学則」という。)第19条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修登録)

第2条 学生は、授業開始後2週間以内に別に定めるところにより、学長に履修を届け出なければならない。

2 学長は、前項の届出を適当と認める場合は、履修の登録を行うものとする。

3 次に掲げる授業科目は、登録をしない。

(1) 既に単位を修得した授業科目

(2) 授業時間が重複する場合におけるすべての授業科目

(履修登録の変更)

第3条 前条の登録をした授業科目は、変更し、又は取り消すことができない。ただし、学長がやむを得ない事情があると認める場合は、前条第1項に規定する期限の日から1週間以内に限り、変更又は取り消しの届け出をすることができる。

(履修の禁止)

第4条 第3条の登録をしていない授業科目は、履修することができない。

(授業科目及び履修方法)

第5条

研究科の専攻課程における授業科目、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

(試験)

第6条 単位取得のための試験は、原則として学期又は学年の終わりに当該学期又は学年中に履修した授業について、筆記、口述又は論文若しくは報告書の提出等の方法により行う。

(成績)

第7条 授業科目の成績は、前条の試験、授業の成績及び出席状況等を総合的に判断して決定する。

2 成績の判定基準は、次の区分によるものとする。

評語	評点(100点中)	成績評価
S	90点以上	特に優秀な水準で到達目標に達している
A	80点以上90点未満	優秀な水準で到達目標に達している
B	70点以上80点未満	到達目標に達している
C	60点以上70点未満	十分ではないが到達目標に達している
D	60点未満	到達目標に達していない

(追試験)

第8条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

2 前項の追試験を希望する者は医師の診断書等前項の事由を証明する書類を添付し、当該科目の試験終了後1週間以内に学長に追試験願(様式第1号)を提出しなければならない。

ならない。

(再試験)

第9条 前条以外の事由により単位を修得することのできなかった者に対しては、再度の試験を行わない。ただし、やむを得ない事由により担当教員が必要と認める場合は、再試験を行うことができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

(1) 博士前期課程 (研究コース)

	領 域	授 業 科 目 名	配当年 次	単 位 数		備 考
				必 修	選 択	
基礎看護学分野	基礎看護学	基礎看護学特論	1		2	(履修方法) ① 主専攻領域を選び、主専攻領域の授業科目の特論2単位、演習2単位を必修とする。 ② 共通科目の授業科目「看護理論」「看護学研究方法論」「看護倫理」の6単位を必修とする。 ③ 他の授業科目から10単位を選択する。 ④ 特別研究10単位を主専攻領域で行う。 (修了要件) 30単位以上を修得した上で、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
	看護学教育	看護学教育方法論特論	1		2	
		看護学教育方法論演習	1		2	
	感染看護学	感染看護学特論	1		2	
		感染看護学演習	1		2	
	健康増進看護学	健康増進看護学特論	1		2	
		健康増進看護学演習	1		2	
		基礎看護学特別研究	1～2		10	
応用看護学分野	母子看護学・助産学	母性看護学・助産学特論	1		2	
		母性看護学・助産学演習	1		2	
	成人・老年看護学	小児看護学特論	1		2	
		小児看護学演習	1		2	
		成人看護学特論	1		2	
		成人看護学演習	1		2	
	地域・精神看護学	老年看護学特論	1		2	
		老年看護学演習	1		2	
		地域・精神看護学特論	1		2	
		地域・精神看護学演習	1		2	
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学特論	1		2	
		公衆衛生看護学演習	1		2	
共通科目		応用看護学特別研究	1～2		10	
		看護理論	1	2		
		看護学研究方法論	1	2		
		看護倫理	1	2		
		生活習慣病予防論	1		1	
		国際保健看護論	1		1	
		社会調査法演習	1		1	
		行政・組織論	1		1	
		疫学・保健統計学特論	1		2	
		健康科学特論	1		2	
		健康運動学特論	1		2	
		看護管理学	1		2	
		看護政策論特論	1		2	
		科学史	1		2	
		情報学特論	1		2	
		環境科学・生命科学特論	1		2	
		英語特別演習	1		2	
		日本語表現法	1		2	
		社会保障制度特論	1		2	

(2) 博士前期課程 (実践者養成コース)

領 域	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
保健師養成分野	実践公衆衛生看護学 専門科目Ⅰ	公衆衛生看護学原論Ⅰ 公衆衛生看護学原論Ⅱ 地域診断論 地域診断論演習 健康づくり活動論Ⅰ 健康づくり活動論Ⅱ 健康づくり活動論Ⅲ 公衆衛生看護管理・健康危機管理論 看護政策論 地域ケアシステム論 地域ケアシステム論演習 個別支援方法論演習 集団支援方法論演習 公衆衛生看護管理・健康危機管理論 演習 実践疫学 実践保健統計学 保健医療福祉行政論 社会保障制度論 基礎実習Ⅰ（市町村実習） 基礎実習Ⅱ（保健所実習）	1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 2 2 2 1 2 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 3 2	(履修方法) ① 専門科目Ⅰの授業科目31単位を必修とする。 ② 専門科目Ⅱの授業科目16単位を必修とする。 ③ 共通科目の授業科目「看護理論」「看護学研究方法論」「看護倫理」の6単位を必修とし、「生活習慣病予防論」「国際保健看護論」「社会調査法演習」「行政・組織論」「疫学・保健統計学特論」の6単位を選択必修（*）とする。その他2単位以上を選択する。 (修了要件) 61単位以上を修得した上で、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
	実践公衆衛生看護学 専門科目Ⅱ	公衆衛生学特論 公衆衛生看護学セミナーⅠ 公衆衛生看護学セミナーⅡ 基礎実習Ⅲ（継続支援実習） 発展実習Ⅰ（職域保健実習） 発展実習Ⅱ（公衆衛生看護管理・健康危機管理実習） 実践研究	1 1 2 1 1 2 1～2	2 1 1 1 1 2 8	
共通科目	看護理論 看護学研究方法論 看護倫理 生活習慣病予防論 国際保健看護論 社会調査法演習 行政・組織論 疫学・保健統計学特論 健康科学特論 健康運動学特論 看護管理学 看護政策論特論 科学史 情報学特論 環境科学・生命科学特論 英語特別演習 日本語表現法 社会保障制度特論	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

(3) 博士後期課程

	領 域	授 業 科 目 名	配当年 次	単 位 数		備 考
				必 修	選 択	
基礎看護学分野	基礎看護学 看護学教育 感染看護学 健康増進看護学	基礎看護学特講	1		2	(履修方法) ① 主専攻領域を選び、主専攻領域の選択科目2単位を必修とする。 ② 特別研究8単位を主専攻領域で行う。 ③ 共通科目の授業科目2単位を必修とする。 (修了要件) 12単位以上を修得した上で博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
		看護学教育方法開発論	1		2	
		感染看護学特講	1		2	
		健康増進看護学特講	1		2	
		基礎看護学特別研究	1～3		8	
応用看護学分野	母子看護学・助産学 成人・老年看護学 公衆衛生看護学	母子看護学・助産学特講	1		2	(修了要件) 12単位以上を修得した上で博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
		成人・老年看護学特講	1		2	
		公衆衛生看護学特講	1		2	
		応用看護学特別研究	1～3		8	
共通科目		理論看護学	1		2	
		科学者倫理	1		2	
		看護学研究方法応用	1		2	
		生命科学研究方法論	1		2	
		社会科学研究方法論	1		2	
		アカデミックライティング	1		2	

9 宮崎県立看護大学大学院看護学研究科学位審査に関する細則

9 宮崎県立看護大学大学院看護学研究科学位審査に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎県立看護大学（以下「本学」という。）学位規程（以下「規程」という。）第19条の規定に基づき、宮崎県立看護大学大学院看護学研究科（以下「研究科」という。）における修士及び博士（規程第3条第3項によるものに限る。）の学位の審査に関し必要な事項を定める。

(学位論文提出の資格)

第2条 学位論文を提出することができる者は、宮崎県立看護大学院履修規程（平成29年規程第9号）第5条に規定する所定の単位数を修得した者又は修得見込みの者で、指導教員の指導を受けた者

(指導体制)

第3条 学位論文を提出しようとする者は、指導教員による指導に加え、研究科会議で承認された副指導教員による指導を随時受けることができる。

2 修士の学位論文（以下「修士論文」という。）の副指導教員は、研究科担当教員とする。また、専攻領域の研究指導補助教員を加えることができる。

3 博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の副指導教員は、領域の異なる研究指導教員とする。また、領域の研究指導補助教員を加えることができる。

(研究題目)

第4条 学位に係わる研究を行おうとする者は、指導教員の承認を得て、研究題目届（別紙様式第1号）を所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 倫理的な問題を含むものは必要に応じ研究倫理委員会の審査を受けなければならない。

(研究計画書)

第5条 前条の研究題目届を提出した博士課程後期の学生は、研究計画書（別紙様式第2号）を作成し、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

(中間報告書)

第6条 前条の研究計画書を提出した者は、中間報告書（別紙様式第3号）を作成し、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 前項の中間報告書には、その内容を示す公表した原著論文等を添付しなければならない。

(中間報告会)

第7条 前条第1項の中間報告書を提出した者は、中間報告会申請書（別紙様式第3号の2）を所定の期日までに研究科長に提出し、中間報告会において報告するものとする。

(予備審査)

第8条 博士論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、予備審査を受けなければならない。

2 予備審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

(1) 博士論文予備審査申請書（別紙様式第4号） 1部

(2) 博士論文（予備審査用） 4部

（様式は正式な論文と同様とするが、冊子にする必要はない。）

(3) 提出論文要旨（別紙様式第8号） 4部

- 3 予備審査は、当該学生ごとに、研究科会議の委任を受けた博士論文予備審査委員会（以下「予備審査委員会」という。）においてこれを行う。予備審査委員会は、指導教員と研究科担当教員3名以上により組織し、委員長は互選とする。ただし、必要に応じ研究科担当教員以外の者を加えることができる。
- 4 予備審査の日程は、書面をもって審査を受けようとする者に通知する。
- 5 予備審査の結果は、博士論文予備審査報告書（別紙様式第5号）により研究科会議にて報告する。
- 6 審査の結果は、博士論文予備審査結果（別紙様式第6号）により、予備審査を受けた者に通知する。

（学位論文の提出）

第9条 学位論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

(1) 修士論文の審査を受けようとする者

- | | | |
|---|--------------------|----|
| ア | 学位論文審査申請書（別紙様式第7号） | 1部 |
| イ | 修士論文 | 3部 |
| ウ | 修士論文要旨（別紙様式第8号） | 3部 |

(2) 博士論文の審査を受けようとする者

- | | | |
|---|--------------------|----|
| ア | 学位論文審査申請書（別紙様式第7号） | 1部 |
| イ | 博士論文 | 4部 |
| ウ | 博士論文要旨（別紙様式第8号） | 4部 |

- 2 学位論文は、A4判、縦長、横書きで用紙の片面に記入し、所定の体裁で製本するものとする。
- 3 いったん受理した学位論文は、返付しない。
- 4 審査に合格した者は、保存用の学位論文を、修士論文については1部、博士論文については1部、事務局総務課教務学生担当へ提出するものとする。

（審査委員会）

第10条 本学学位規程第6条及び第7条の規定に基づく学位論文の審査及び最終試験は、研究科会議の委任を受けた学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）においてこれを行う。

- 2 審査委員会は、研究科会議構成員をもって組織し、委員長は互選とする。
- 3 審査委員会は、当該学生毎にそれぞれ3名以上の委員で組織し、その委員は、当該論文に係わる指導教員及び研究科担当教員から研究科会議が指名した2名以上とする。ただし、必要に応じ研究科担当教員以外の者を加えることができる。

（論文発表会）

第11条 学位論文の審査及び最終試験の一環として論文発表会を行う。

（審査委員会の報告）

第12条 審査委員会は、学位論文の審査ならびに最終試験の結果を、審査報告書（別紙様式第9号）により研究科会議に提出する。

（研究科会議の審議）

第13条 研究科会議は、前条の審査報告に基づき、学位授与の可否について審議し、研究科長に報告する。

- 2 研究科長は、研究科会議の結果を学長に報告する。

（委任）

第14条 学位論文の審査ならびに試験等に関し、この細則に定めるもののほか必要な事項は、研究科会議の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

○

○

別紙様式第1号

大学院博士（前期・後期）課程
研 究 題 目 届

年 月 日

宮崎県立看護大学大学院
研究科長

様

学籍番号

氏 名

㊟

研究題目： _____

指導教員氏名（自署）： _____

大学院博士後期課程
研 究 計 画 書

年 月 日提出

氏 名			学籍番号	
分野	分野		領域	領域
研究題目				
研究デザイン				

大学院博士後期課程
中間報告書

年 月 日提出

氏 名		学籍番号	
分野	分野	領域	領域
研究題目			
研究の状況			

大学院博士後期課程
中間報告会申請書

年 月 日

宮崎県立看護大学大学院

研究科長

様

学籍番号

氏 名

印

下記のとおり、博士論文の中間報告を行いたいのので、関係書類を添えて申請します。

記

分 野	分野	領 域	領域
研究題目			
報告会 希望日	年 月 日 ()		
	年 月 日 ()		
	年 月 日 ()		

指導教員氏名（自署）：

博士論文予備審査申請書

年 月 日

宮崎県立看護大学大学院
研究科長

様

学籍番号
氏 名

㊤

宮崎県立看護大学学位規程第6条第2項の規定に基づき、下記の博士論文の予備審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

研究題目：

(関係書類)
博士論文(予備審査用)
提出論文要旨

4部
4部

指導教員氏名(自署)： _____

年 月 日

宮崎県立看護大学大学院
研究科長

様

博士論文予備審査委員

氏名（自署）

氏名（自署）

氏名（自署）

氏名（自署）

博士論文予備審査の結果報告書

このたび、審査委員会として、博士論文予備審査を終了したので、その結果について
下記のとおり報告します。

記

学生氏名		学籍番号
看護学専攻	分野	指導教員氏名
結 果	合 ・ 否	
論文 題目		
審 査 要 旨		

博士論文予備審査結果通知書

年 月 日

学籍番号
氏 名

様

宮崎県立看護大学大学院
研究科長

博士論文予備審査の結果

博士論文予備審査を終了したので、その結果について下記のとおり通知します。

記

学 生 氏 名		学 籍 番 号	
看 護 学 専 攻		分 野	指 導 教 員 氏 名
結 果	合 ・ 否		
論 文 題 目			
審 査 要 旨			

学位（修士・博士）論文審査申請書

年 月 日

宮崎県立看護大学大学院
研究科長

様

学籍番号

氏 名

㊟

宮崎県立看護大学大学院学則第24条及び第25条の規定に基づき、下記の学位論文の審査及び最終試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

研究題目：

(関係書類)

学位（修士・博士）論文

学位（修士・博士）論文要旨

部
部

指導教員氏名（自署）： _____

年 月 日

宮崎県立看護大学大学院
研究科長

様

学位論文（修士）審査委員

氏名（自署）

氏名（自署）

氏名（自署）

学位論文審査及び最終試験の結果報告書

このたび、審査委員会として、学位論文（修士）の審査及び最終試験を終了したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

学生氏名			学籍番号	
看護学専攻			指導教員氏名	
分野				
成績 評価	学位 論文		最終 試験	
論文 題目				
審 査 要 旨				

年 月 日

宮崎県立看護大学大学院
研究科長

様

学位論文（博士）審査委員

氏名（自署）

氏名（自署）

氏名（自署）

氏名（自署）

学位論文審査及び最終試験の結果報告書

このたび、審査委員会として、学位論文（博士）の審査及び最終試験を終了したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

学生氏名			学籍番号	
看護学専攻			指導教員氏名	
分野				
成績 評価	学位 論文		最終 試験	
論文 題目				
審 査 要 旨				

(10 宮崎県立看護大学大学院学位論文提出等要領

宮崎県立看護大学大学院学位論文提出等要領

宮崎県立看護大学大学院看護学研究科学位審査に関する細則（以下「研究科学位審査に関する細則」という。）に基づく学位審査に関する取扱いは、研究科学位審査に関する細則等関係規程に定めるもののほか、この要領による。

1 提出書類

【博士前期課程（研究コース・実践者養成コース）】

(1) 研究題目届（細則別紙様式第1号）：2学年次

- ① 提出期限
4月第4金曜日17時まで
- ② 提出先
事務局教務学生担当
- ③ 提出部数
1部

(2) 学位論文審査申請書（細則別紙様式第7号）：2学年次

- ① 提出期限
1月8日17時まで（土日祝日の場合は、翌日とする）
※ 提出期限を過ぎた論文及び関係書類は受け付けない。
提出書類が整って提出された論文には、受領書を発行する。
- ② 提出先
事務局教務学生担当
- ③ 提出部数
1部
- ④ 添付書類
 - (ア) 修士論文（体裁は別紙1のとおり） 3部
 - (イ) 学位論文要旨（細則別紙様式第8号） 3部※ 3部のうち2部はコピーで可。ただし、指導教員氏名は3部とも自署に限る。

(3) 保存用学位論文（別紙1の体裁で製本したもの）：2学年次

- ① 提出期限
3月25日17時まで（土日祝日の場合は、翌日とする）
- ② 提出先
事務局教務学生担当
- ③ 提出部数
修士論文 1部

(4) その他

- ① 保存用学位論文等作成に要する費用は、個人負担とする。
- ② 上記提出書類の提出期限の実際の期日は、当該年度学生便覧の学年暦にて示す。

【博士後期課程】

(1) 研究題目届（細則別紙様式第1号）：1学年次

- ① 提出期限
9月末日17時まで（土日祝日の場合は、前日とする）
- ② 提出先
事務局教務学生担当
- ③ 提出部数
1部

(2) 研究計画書（細則別紙様式第2号）：1学年次

- ① 提出期限
以下のいずれかに提出する。
9月末日17時まで（土日祝日の場合は、前日とする）
3月末日17時まで（土日祝日の場合は、前日とする）
- ② 提出先
事務局教務学生担当
- ③ 提出部数
1部

(3) 中間報告書（細則別紙様式第3号）：2学年次

- ① 提出期限
以下のいずれかに提出する。
9月末日17時まで（土日祝日の場合は、前日とする）
3月末日17時まで（土日祝日の場合は、前日とする）
- ② 提出先
事務局教務学生担当
- ③ 提出部数
1部
- ④ 添付
原著論文等（ただし、発刊前の場合は掲載証明書をつけること）

(4) 中間報告会申請書（細則別紙様式第3号の2）：2学年次または3学年次

- ① 提出期限
中間報告会の2ヶ月前
- ② 提出先
事務局教務学生担当
- ③ 提出部数
1部

(5) 中間報告会：2学年次または3学年次

中間報告書提出後から博士論文予備審査申請前までの間で行う

(6) 博士論文予備審査申請書（細則別紙様式第4号）：3学年次

① 提出期限

以下のいずれかに提出する。

4月初日17時まで（土日祝日の場合は、翌日とする）

10月初日17時まで（土日祝日の場合は、翌日とする）

② 提出先

事務局教務学生担当

③ 提出部数

1部

④ 添付書類

ア 博士論文 4部

イ 提出論文要旨（細則別紙様式第8号） 4部

(7) 学位論文審査申請書（細則別紙様式第7号）：3学年次

① 提出期限

1月8日17時まで（土日祝日の場合は、翌日とする）

※ 提出期限を過ぎた論文及び関係書類は受け付けない。提出書類が整って提出された論文には、受領書を発行する。

※ 9月修了予定者は、7月8日17時まで（土日祝日の場合は、翌日とする）に提出すること。

② 提出先

事務局教務学生担当

③ 提出部数

1部

④ 添付書類

(ア) 博士論文（体裁は別紙1のとおり） 4部

(イ) 学位論文要旨（細則別紙様式第8号） 4部

※ 4部のうち3部はコピーで可。ただし、指導教員氏名は4部とも自署に限る。

(8) 保存用学位論文（別紙1の体裁で製本したもの）：3学年次

① 提出期限

3月25日17時まで（土日祝日の場合は、翌日とする）

※ 9月修了予定者は、9月25日17時まで（土日祝日の場合は、翌日とする）に提出すること。

② 提出先

事務局教務学生担当

③ 提出部数

イ 博士論文 1部

(9) その他

① 保存用学位論文等作成に要する費用は、個人負担とする。

② 上記提出書類の提出期限の実際の期日は、当該年度学生便覧の学年暦にて示す。

2 論文審査及び最終試験日程

以下のとおりとする。

原則として、学位論文提出締切後の研究科会議から、学位論文発表会終了日の期間に行う。詳細な日程は、個別に決定する。

なお、論文発表会は、原則として、1月最終土曜日に行う。

実際の期日は、当該年度学生便覧の学年暦にて示す。

3 博士論文の公表

宮崎県立看護大学学位規程第14条の学位論文の公表を参照のこと。

この要領は、平成21年12月21日から施行する。

この要領は、平成23年3月22日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

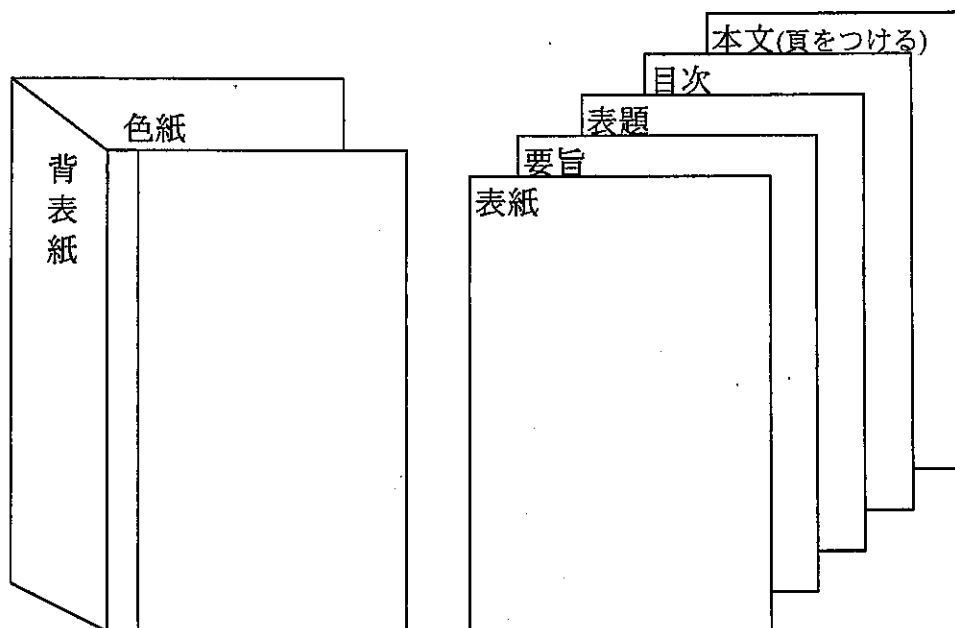
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別紙 1

学位論文の体裁

表紙：修士論文は片面透明。博士論文は黒表紙に金文字。

サイズ：A 4



背表紙

表紙

表題

タイトル
氏名
○
○
○
○
年

令和 年度修士(博士)論文
タイトル

宮崎県立看護大学大学院
看護学研究科博士前(後)期課程
氏名

タイトル

学籍番号
氏 名
Keywords :

※ 原則として、本文の文字サイズ 11 ポイント、40 文字×32 行、ページ箇所は下中央とする。余白は、3.0 cm、上 3.5 cm、下 3.0 cmとする。

※ 背表紙は論文を提出する西暦年とする。

※ 上記以外の体裁については、指導教員の指示による。

学位（修士）論文作成スケジュール（2年間で修了する標準的な例）

年次	期日	学生関係	様式	大学関係	様式
1年	4月	研究指導教員の確認			
2年	4月 第4金曜日	研究題目届提出	様式第1号	指導教員：原著論文（副論文）の審査	
	1月8日	学位論文審査申請書提出	様式第7号 博士論文 様式第8号	指導教員の承認 研究科会議：学位審査委員会の決定 学位審査委員会：論文審査及び最終試験	
	1月最終 土曜日	学位論文発表会 （最終試験の一環）		研究科会議教員	
	2月			学位審査委員会：研究科会議に結果報告 研究科会議審議	様式第9号
	3月	要旨web入力、 研究終了（中止）報告書提出 学位授与式		研究倫理委員会：研究終了（中止）報告書 受理	
	3月25日	保存用修士論文提出 修士論文の閲覧許諾許可	修士論文 修士論文の閲覧 について		

学位（博士）論文作成スケジュール（3年間で修了する標準的な例）

年次	期日	学生関係	様式	大学関係	様式
1年	4月	研究指導教員の確認			
	9月末	研究題目提出	様式第1号	研究科会議： 副指導教員・研究指導補助教員の決定	
	9月末 または 3月末	研究計画書提出	様式第2号		
	10月	副論文作成		研究倫理委員会：倫理審査	
	12月～ 4月	研究進捗状況報告会		研究科会議教員・研究指導補助教員	
2年	9月末 または 3月末	中間報告書提出	様式第3号 原著論文	指導教員：原著論文（副論文）の審査	
3年	4月～ 7月	中間報告会申請書提出 （報告会の2か月前まで） 中間報告会	様式第3号の2 博士論文 様式第8号	研究科会議承認 研究科会議教員・研究指導補助教員	
	4月初日 または 10月	予備審査申請書提出	様式第4号 博士論文 様式第8号	指導教員の承認 研究科会議：予備審査委員会の決定	
	10月～ 11月	予備審査		予備審査委員会： 研究科会議に予備審査結果報告通知 学生に予備審査結果通知	様式第5号 様式第6号
	1月8日	学位論文審査申請書提出	様式第7号 博士論文 様式第8号	指導教員の承認 研究科会議：学位審査委員会の決定 学位審査委員会：論文審査及び最終試験	
	1月最終 土曜日	学位論文発表会 （最終試験の一環）		研究科会議教員	
	2月			学位審査委員会：研究科会議に結果報告 研究科会議審議	様式第9号
	3月	要旨web入力、 研究終了（中止）報告書提出 学位授与式		研究倫理委員会：研究終了（中止）報告書 受理	
	3月25日	保存用博士論文提出	博士論文		
	学位授与後 3ヶ月以内	博士論文の公表			

11 宮崎県立看護大学大学院長期履修学生規程

10 宮崎県立看護大学大学院長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第23条の規定に基づき、大学院看護学研究科（以下「研究科」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修を希望し、大学院学則第7条に定める修業年限（以下「修業年限」という。）を超えて一定の期間にわたり長期的に教育課程を履修できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 職業上の事由により修業年限で修了することが困難と認められる者
- (2) 育児、長期介護等により修業年限で修了することが困難と認められる者
- (3) その他病気等やむを得ない事情により修業年限で修了することが困難であると認められる者

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者のうち、入学生にあっては入学手続期間内に、在学生にあっては前年度の2月末までに、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生承認申請書（別記様式第1号）
- (2) 長期履修学生を希望する理由書（別記様式第2号）
- (3) 履修計画書（履修計画及び研究計画）（別記様式第3号）

(承認)

第4条 長期履修の承認は、研究科会議の議を経て学長が行う。

2 学長は、前項の規定により長期履修を承認したときは、長期履修学生承認書（別記様式第4号）により長期履修を承認された者（以下「長期履修学生」という。）に通知するものとする。

(履修)

第5条 長期履修学生は、履修計画及び研究計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

(長期履修期間)

第6条 長期履修の期間は、博士前期課程にあっては3年以内、博士後期課程にあっては4年以内とし、承認された期間は研究科の修業年限とみなす。

2 在学年限は、承認された期間に博士前期課程にあっては2年を、博士後期課程にあっては3年を加えた年数を超えることはできないものとする。

3 長期履修期間の延長は、認めないものとする。

(長期履修期間の短縮)

第7条 長期履修学生が長期履修期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間短縮承認申請書（別記様式第5号）により学長に申請し、承認を受けなければならない。

2 学長は、前項の承認をしたときは、長期履修期間短縮承認書（別記様式第6号）により長期履修期間の短縮を承認した者に通知するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別記
様式第 1 号

長期履修学生承認申請書

年 月 日

宮崎県立看護大学長 殿

課 程 名
受験（学籍）番号
氏 名

長期履修学生として下記のとおり承認していただきたいので、宮崎県立看護大学
大学院長期履修学生規程第 3 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 長期履修学生として希望する在学期間 年
- 2 添付書類
 - (1) 長期履修学生を希望する理由書（別記様式第 2 号）
 - (2) 履修計画書（履修計画及び研究計画）（別記様式第 3 号）
 - (3) 在職証明書（在職者のみ）
（在職証明書でなくとも、身分証明書、健康保険証等の写しで、在職を証明できるものであれば
構いません。）

O

課 程 名	受 験（学籍）番号	ふりがな	
		氏 名	
長期履修学生として希望する在学期間		年 月	
長期履修学生を希望する理由（希望理由を具体的に記入してください。）			

履修計画書（履修計画及び研究計画）

課 程 名	受験（学籍）番号	ふりがな	
		氏 名	
学修目標（研究主題）			
履修計画（履修計画及び研究計画）			
履修計画（履修計画及び研究計画）の 作成に当たって相談した本学教員名			

（注） 長期履修学生として希望する在学期間のそれぞれの年度・学期別に履修計画（履修計画及び研究計画）を具体的に記入してください。

様式第4号

長期履修学生承認書

学籍番号

氏 名

年 月 日付けで申請のあった長期履修学生については、下記のとおり承認
します。

記

1 承認在学期間

2 年間授業料

3 授業料算出根拠

年 月 日

宮崎県立看護大学

学 長

長期履修期間短縮承認申請書

年 月 日

宮崎県立看護大学長 殿

課 程 名
学 籍 番 号
氏 名

長期履修期間を下記のとおり短縮したいので、宮崎県立看護大学大学院長期履修学生規程第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 申請理由

2 承認在学期間 年 月 日から 年 月 日まで

短縮後の在学期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 履修計画及び研究計画

長期履修期間短縮承認書

学籍番号

氏 名

年 月 日付けで申請のあった長期履修期間短縮については、下記のとおり承認します。

記

1 短縮後の在学期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 年間授業料

3 授業料算出根拠

年 月 日

宮崎県立看護大学
学 長

12 学 生 生 活

11 学生生活

(1) 学生生活

① 学生窓口の受付時間

学生の窓口の受付時間は、以下のとおりです。諸手続きに必要な用紙は、事務局に用意してあります。（事務局は本館1階にあります。）

受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（休日・祭日は除く）
------	-----------------------------------

ただし、17時15分以降になる場合は、事前に連絡すれば対応が可能です。

※ 緊急事態が起こった場合

窓口受付時間終了後に、学内において事故・火災・病気など緊急事態が起こった場合は、警備員室へ連絡してください。

（警備員室は本館1階入口にあります。）

② 掲示板

大学からの連絡・伝達は掲示板に掲示します。登下校時には、必ず掲示板を見るように心掛けてください。（掲示板は教育研究棟3階にあります。）

③ 大学構内駐車場の利用について

自動車、オートバイ又は原付自転車で通学し、大学の駐車場を利用しようとする場合は、駐車場利用届を総務課総務経理担当に提出する必要があります。（届出内容に変更が生じた場合は、駐車場利用変更届を提出してください。）

※注意事項

- 届出を行わない場合は、駐車することはできません。
- 万一の事故に備えて、自家用車等の自賠責保険や任意保険に必ず加入してください。
- 指定された場所に整然と駐車し、他の駐車に支障をきたさないようにしてください。
- 標識・標示に従うとともに徐行運転を行ってください。
- 施設管理者又は警備員から特に指示があった場合は、それに従ってください。
- 駐車場が満車でやむを得ず外周道路に駐車する場合は、外周道路の通行車両に支障をきたさないよう進行方向の左側に寄せて駐車してください。
- 開門時間は6時00分～21時30分です。

④ 教育研究棟について

開館時間は7時00分～18時30分です。

休校日及び18時30分～7時00分は、学生証（ICカード）をNFCリーダーにタッチし、入館してください。

⑤ 大学院自習室の使用について

- 学生証（ICカード）をNFCリーダーにタッチすることで施錠又は解錠します。なお、土、日、祝及び月～金（22時30分～7時30分）はドアが閉ま

ると自動的に施錠（オートロック設定）します。

- 22 時以降に使用する場合は、22 時までに本館警備員室に連絡してください。

（2）各種証明手続きなど

① 各種証明書

事 項	摘 要	提出書類	提出先
学 生 証 (図書館利用者カード ・施設入退出カード)	○ 学生証を紛失、又は汚損した場合には届け出ること。 ○ 卒業、退学、除籍、処分等により学籍を離れる場合は返却すること。 ○ 再交付手続きには、手数料として1,000円の支払いが必要。 ※ 学生証の記載事項が変更になった場合には、身上調書変更届に学生証を添えて提出すること。	学生証再交付願 又は身上調書変更届	教務 学生 担当
通学証明書	○ JR、宮崎交通バス定期券を新規に購入する場合に必要。	通学証明書兼定期券購入申込書	
学生旅客運賃割引証（学割）	○ 帰省、授業、課外活動、就職・進学活動等を目的とする旅行のためJRを利用する場合。 ○ 乗車区間片道100km以上利用する場合が対象。 ○ 割引率は普通運賃の2割引。 ○ 有効期間は発行日から3か月以内。	学校学生生徒旅客運賃割引証交付願	
在学証明書 成績(単位取得)証明書 修了(見込)証明書 健康診断結果証明書	○ 所要事項は必ず記入すること。 ○ 使用目的・提出先は具体的に記入すること。 ○ 日数がかかる場合があるので、早めに申し込むこと。 詳細については、看護大学ホームページを確認すること。	諸証明書交付願	

② 各種届・願出

事 項	摘 要	提出書類	提出先
保証人を変更したとき		誓約書	教務 学生 担当
保証人の住所が変わったとき		保証人事項変更届	
住所、連絡先等入学時に提出した身上調書の内容が変更になったとき		身上調書変更届	
休学について	○ 病気その他やむを得ない理由により2か月以上修学することができない場合は保証人連署の上、休学を願い出ること。 (病気の場合は診断書添付)	休学願	
復学について	○ 保証人連署の上、復学を願い出ること。 (病気休学者は診断書添付)	復学願	
退学について	○ やむを得ない理由で退学する場合は、保証人連署の上願い出ること。	退学願	
旧姓使用について	○ 旧姓使用を希望する場合は、戸籍抄本を添えて申し出ること。	旧姓使用申出書	

③ その他

事 項	摘 要	提出書類	提出先
学内掲示について	○ 学内においてポスター等を掲示しようとするとき。	学内掲示願	総務 経理 担当
駐車場の利用について	○ 通学に自家用車、自動二輪、原付を利用するとき。	駐車場利用届	
施設等の使用について	○ 授業以外の目的で体育施設その他学内の施設をしようするとき。	施設使用許可申請書	

(3) 授業料

① 授業料の納付

ア 授業料納付方法

口座振替（引落）により、前期分（5月下旬）・後期分（11月下旬）に分けて納付していただきます。

口座振替による手数料はかかりません。

振替期日前には納付についてのお知らせをします。振替期日に残高不足等にならないよう注意してください。

口座振替日に残高不足等により口座振替ができなかった場合は、原則として、振込帳票による金融機関での窓口払いとなります。この場合の振込手数料は振込者本人の負担となります。

振込口座や名義人等が変更になる場合は、「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書（様式は事務局で配布）」により、事前に事務局教務学生担当に届け出てください。

イ 令和4年度の授業料納付額及び口座振替予定日

区 分	授 業 料	納 付 期 限
前 期 分	267,900円	令和 4 年 5 月 27 日（金）
後 期 分	267,900円	令和 4 年 11 月 29 日（火）
合 計	535,800円	

※ 授業料の額は、改定される場合があります。また、年度によって口座振替日が変わる場合があります。

※ 授業料の免除等

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合、又は休学などやむを得ない事情があると認められる場合には、授業料が免除されたり、徴収を猶予されたりすることがあります。

詳しくは、事務局教務学生担当に相談してください。

(4) 健康管理

学生生活が健康で快適に送れるように、健康診断や健康相談などを行っています。

① 定期健康診断

毎年1回の定期健康診断を実施しています。健康管理のために、必ず受診してください。（各事業所で健診を受けた方は、その健診結果の写しを、保健室に提出してください。）

② 感染症予防

感染症に罹患しないように、また、看護の対象となる方々へ感染させないように、感染予防の原則にそって自己管理を行い、感染症に罹患したとき、又は罹患したと思われるときは、速やかに大学に報告してください。

③ 健康相談等

健康に関する悩みごとがあるときは、学校医による健康診断の他、保健室（本

館1階)の職員に気軽に相談してください。また、保健室には、急な発病や事故などに対処するために、救急処置に必要な薬品などを常備しています。

④ 学生教育研究災害傷害保険

この保険は、学生が教育研究活動中(正課の授業中、大学主催行事参加中、課外活動中)や通学中に発生した不慮の事故による身体の障害に対する被害救済のための災害補償制度です。本学では入学時に全員が加入することとしています。補償となる事由が発生したときは、速やかに事務局教務学生担当へ相談してください。

(5) 日本学生支援機構奨学金

① 出願資格

人物・学業とも優れ、かつ健康であって、経済的理由により修学困難な学生。

② 種類と貸与金額

種 類	貸 与 月 額		備 考
第一種奨学金(博士前期課程)	50,000円	88,000円	無利子貸与
第一種奨学金(博士後期課程)	80,000円	122,000円	無利子貸与
第二種奨学金	5万円、8万円、10万円、13万円、15万円の中から選択		卒業後年3%を上限とする利息つき

③ 貸与期間

貸与開始の年月から卒業予定の最短年月の期間

④ 手続

推薦依頼があり次第掲示板に掲示しますので、希望者は所定の手続きを行ってください。

諸手続は、事務局を通じて行いますので、不明な点については、事務局教務学生担当にお尋ねください。

(6) TA(ティーチングアシスタント)・RA(リサーチアシスタント)について

① ティーチングアシスタント(Teaching Assistant)

ティーチングアシスタントとは、大学院生が学部生の実験、演習等の教育補助業務を行い、これに対して給与を支給する制度です。大学院生にとっては、教員・研究者となるためのよいトレーニングの場であり、経済的支援にもなっています。

希望者は指導教員との打ち合わせを十分に行ったうえで申請してください。

② リサーチアシスタント(Research Assistant)

リサーチアシスタントとは、大学院生が研究補助業務を行い、これに対して給与を支給する制度です。大学院生にとっては、研究者としての素養を身につける場であり、経済的支援にもなっています。希望者は指導教員との打ち合わせを十分に行なったうえで申請してください。

(7) 学生相談

① 学修や学生生活等に関する相談

学生生活を送るにあたっては、さまざまな問題に直面することがあると思います。

こうした問題は、信頼できる人に話すことによって道が開けたり、問題解決の糸口が見つかったりするものです。

いろいろな悩みや困ったことがあったら、一人で思い悩まずに、気軽に指導教員や事務局に相談してください。相談の内容などについては、秘密を厳守しますので、安心して相談してください。

また、大学では、本館1階に学生相談室を設置しており、そこで専門の相談員（臨床心理士）に相談することもできます。

学生相談室の利用方法等は以下のとおりです。

開室時間	毎週月曜日 12 時 00 分～ 17 時 00 分 毎週金曜日 14 時 30 分～ 17 時 00 分 ※祝日などで授業がない日は原則お休みです。 ※開室時間は、学内ホームページ等でお知らせします。
予約方法	原則、事前予約が必要です。予約方法は次のとおりです。 ・保健室を通じて予約 ※保健室職員の常駐時間は、9時00分～16時00分まで（学部のライフスポーツ授業日は11時00分～18時00分）です。 ・予約専用メール（sodan@mpu.ac.jp）での申込み ※メールでの申込みの場合は、時間の調整をお願いする場合があります。 ※事前予約をしていない場合でも、対応が可能な場合もありますので、保健室に相談してください。
その他	・一人一人に丁寧に対応するため、事前予約制としており、対面または遠隔での相談となります。（メールでの相談は出来ません。） ・1回の相談時間の目安は、約45～50分程度です。 ・秘密は厳守されますので、安心して相談してください。

② ハラスメントに関する相談

本学では、ハラスメントに関する苦情や相談を受け付けております。学内にハラスメント相談員※が設置されており、どの相談員にも相談することができます。

相談者のプライバシーは最大限尊重され、相談したことで相談者が不利益を被ることは一切ありません。ハラスメントに関する問題で困っている方はご相談ください。詳しくは、リーフレット「キャンパス・ハラスメントをなくすために」を参照してください。

※ ハラスメント相談員

学部長、学生部長、学部学年顧問4名（各学年1名）、大学院担当教員1名、別科助産専攻担当教員1名、看護研究・研修センター職員1名、事務局職員2名 ※氏名等は掲示板に表示しています。

（8）災害等への対応について

① 台風への対応について

ア 午前6時以降、宮崎市に暴風警報が発令中の場合は、1、2時限の授業は休講となります。

午前10時現在も暴風警報が発令中の場合は、3時限以降の授業も休講となります。暴風警報発令の有無は、テレビ、ラジオ等の報道により確認してください。当該時刻に予定されている行事等も実施されません。

なお、休講となった授業の補講等については、後日お知らせします。

イ 通学後に台風接近により宮崎市に暴風警報、暴風特別警報の発令が予想される場合は、掲示等により授業の休講、行事の延期等をお知らせします。

ウ 宮崎市に暴風警報、暴風特別警報の発令が予想される場合、休講となる場合があります。

エ 休講等の周知については、学内メール、学外ホームページ及び掲示板にて行います。

② 台風以外の災害等への対応について

地震、集中豪雨等の災害や事故により通学できず授業を欠席した場合は、当該授業担当教員に連絡してください。

③ 大規模災害時における学生の安否確認

本学が位置する宮崎地区において、地震、火災、風水害その他の大規模自然災害の発生時に大学から安否確認メールを送信します。また、被害が予想される場合に、被害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるために、本学における防災の組織、基本的な対応を定めた「防災マニュアル」を策定しています。

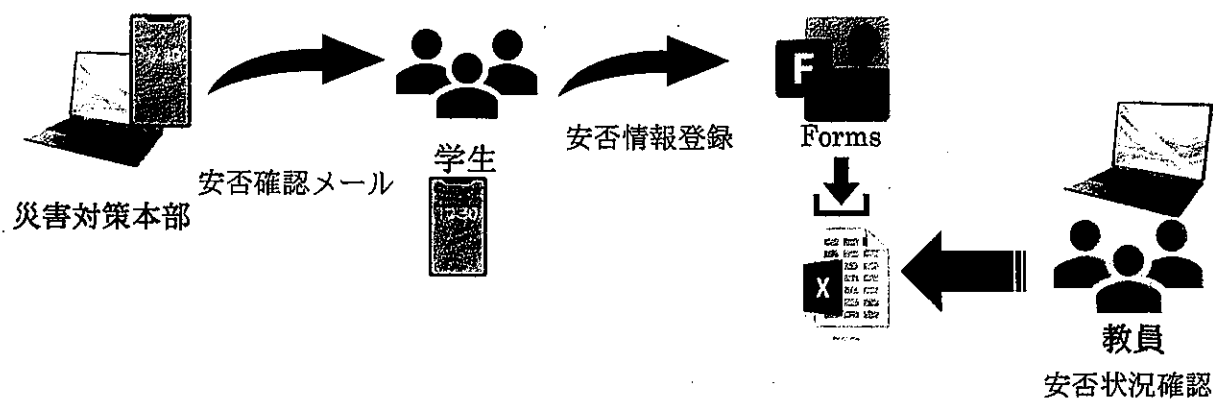
ア メールと Forms による安否確認(一連の流れ)

- 1 災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部が安否を確認します。

◆災害対策本部の設置基準

- 1.宮崎地方に震度6弱以上の地震が発生したとき
- 2.その他、学長が設置を指示したとき

- 2 大学メール【災害用メールアドレス：saigai@mpu.ac.jp】から安否確認メールを送信しますので、そのメールの本文にあるリンクをクリックし、Forms で状態を報告してください。



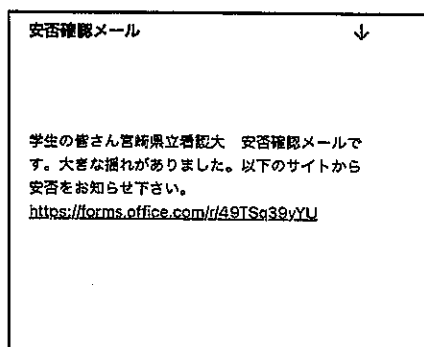
イ 安否情報の登録

- 1 看護大学よりメールが届きますので、リンクをクリックしてください。

※URLは、変更になる場合があります。

- 2 安否確認シートが開きます。状況を記入し、「送信」してください。

※登録内容は、変更される場合があります。



(9) 学生会館等について

学生会館は、木の温もりと季節の移ろいを感じられる福利厚生施設です。

1階は学生食堂と売店等、2階はサークル室、自治会室が設けられています。

学生会館は、食堂・売店の営業終了後も開放していますので、コミュニケーションの場として自由にご利用ください。

学生食堂

席 数：204 席

営業時間：月曜～金曜日 11 時 30 分～13 時 30 分 ※土・日・祝日休業

※ 休業期間中の営業については、食堂、掲示板、学内 Web などを確認してください。

メニュー：定食、カレー等の単品、アラカルト

売 店

営業時間：月曜日～金曜日 10 時 00 分～14 時 00 分 ※土・日・祝日休業

※ 休業期間中の営業については、食堂、掲示板、学内 Web などを確認してください。

販売品目：ドリンク、お菓子、アイス、文房具など

自動販売機

学生会館、教育研究棟 1・2 F（西ロビー）の 3 か所に設置しています。

コピー機

本館 1 階、附属図書館の 2 か所に設置しています。（白黒・1 枚 10 円）

13 個人情報 の 取 扱 い

1.2 個人情報の取扱い

本学では、個人情報を次の目的に利用します。

(1) 修学関係

- ① 学籍・履修・成績処理、各種ガイダンスの実施、学生証の作製、授業の実施、図書館の利用登録、学内情報システムの利用登録、授業料の収納、各種証明書発行に学籍番号及び氏名を利用します。
- ② 履修状況を研究科会議等で協議するとき、学籍番号及び氏名を利用します。
- ③ 学籍番号、氏名等が認識できる作品（論文、画像、PowerPoint、スライド等）を学内又は学外で教育活動上利用するときは、同意を得た上で利用します。
- ④ 学位論文
 - ア 学位論文発表会の学外向けホームページ上での案内に学籍番号、氏名及び題目を利用し、発表会では氏名、題目及び論文要旨を利用します。
 - イ 修了判定では、学籍番号、氏名、題目及び評価を利用します。
 - ウ 学籍番号及び氏名が認識できる学位論文要旨を学内向けホームページへの掲載に利用します。
 - エ 図書館等において第三者の閲覧に供するため、学籍番号及び氏名が確認できる学位論文を利用します。
- ⑤ 連絡事項を伝達するため、学籍番号、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを利用します。

(2) 福利厚生

奨学金の推薦・選考、授業料免除申請の審査、学生教育研究災害傷害保険事務、構内駐車場の利用において、学籍番号、氏名、住所及び電話番号を利用します。
また、健康診断の実施及び健康管理・保健指導において、学籍番号及び氏名を利用します。

(3) 学内の調査・研究

入学試験制度の統計・分析及び就職状況の統計・分析において、学籍番号及び氏名を利用します。

(4) 第三者への提供

学生の個人情報の第三者への提供は、次の場合に限ることとし、提供する情報は必要最小限度のものとします。

- ① 宮崎県立看護大学同窓会等の事業実施に必要な場合
- ② 奨学団体、健康診断実施施設及び研究実施施設との連絡・調整に必要な場合
- ③ 生命保護等のため、緊急に必要な場合

14 図書館の利用

13 図書館の利用

(1) 開館及び休館

① 開館時間

月曜日～金曜日	9:00～20:00
土曜日	9:30～17:00

※ 休業期間中

月曜日～金曜日	9:00～17:00
土曜日	9:30～17:00

(但し、夏季休業期間のうち9月1日～9月20日については、
月曜日～金曜日 9:00～20:00 土曜日 9:30～17:00 となります)

② 休館日

- ア 日曜日、国民の祝日
- イ 年末年始(12月28日～1月5日)
- ウ 特別整理期間(図書館資料の点検、整理に必要な期間)
- エ 館長が定める臨時休館日(大学ホームページ、館内掲示板でお知らせします。)

※指導教員の立ち合いのもと、夜間の利用も可能です。指導教員にご相談ください。

(2) 利用方法

① 図書館利用者カード(学生証)

学生証が図書館利用者カードになります。図書館を利用する際には常に携帯し、職員求めに応じて提示してください。

② 館内利用

図書館では、学習や教育研究に必要な図書、雑誌、視聴覚資料などを多数そろえています。図書・雑誌などの資料は本棚から自由に取り出して閲覧できます。

DVDなどの視聴覚資料は館内での利用となりますので、ケースをカウンターに持参し、貸出を受けてください。

③ 館外貸出

ア 貸出手続

図書を借りるときは、図書館利用者カード(学生証)と図書をカウンターに持参してください。

イ 貸出冊数・期間

大学院生 10冊まで 3週間以内

※休業期間中の貸出については、期間を延長することができます。

ウ 貸出図書の返却

図書の返却は、返却期限までに直接カウンターの返却箱に返却してください。

開館時間外の返却は、教育研究棟入り口に設置した返却ポストを利用してください。

なお、図書の付属資料(CDやCD-ROMなど)は破損のおそれがありますので、返却ポストを利用せず、直接カウンターの返却箱に返却してください。

エ 貸出の予約

貸出を希望する図書が貸し出し中の時は、予約をすることができます。

オンライン蔵書目録(OPAC)で検索後、所蔵情報にある「予約」ボタンを押してマイライブラリーに入り手続きを行ってください。カウンターでも申し込みは可能です。

オ 貸出期間の更新

館外貸出の期間は、返却期限内で予約者がいない場合に限り、1回のみ貸出期間の更新(延長)ができます。マイページで手続きを行ってください。カウンターでも申し込みは可能です。

④ 館外貸出をしない資料

貴重な図書や参考図書など「禁帯出」の表示のある図書、雑誌、新聞、視聴覚資料などは館外貸出できません。

⑤ 貸出停止

下記のア～エに該当する場合は、学籍番号の掲示や貸出の一定期間停止などが行われますので十分注意してください。

ア 貸し出した図書を期限内に返却しないとき。

イ 貸し出した図書を他人に転貸したとき。

ウ 図書館利用者カード(学生証)を他人に譲渡、貸与又は不正に使用したとき。

エ その他図書館長が必要と認めたとき。

⑥ 図書の紛失等について

図書館資料を汚損又は紛失したときは、すみやかに申し出てください。原則として、同一資料を購入して返却していただきます。

(3) マイページ(図書館 Web サービス)

インターネット上で、貸出・予約状況確認、貸出期間の延長、貸出履歴の表示、文献複写依頼、図書のリクエストなどができます。

学内ポータルトップページの「マイページ」をクリックし、ユーザーID、パスワードを入力してください。具体的な利用方法は、「ログインの方法」に掲載しています。

なお、大学ホームページの「附属図書館」からもログイン可能です。

(4) 文献の検索

雑誌論文などの文献を探すためのデータベースとして、本学では「医学中央雑誌 Web 版」、「メディカルオンライン」、「最新看護索引 Web」、「MEDLINE」、「CINAHL」の5つを導入しており、館内の検索用パソコンや情報処理室などの学内LANに接続したパソコンであれば、どこからでも利用できます。

※ 学内ポータルのトップページで、それぞれのデータベースをクリックします。

※ 図書館でプリントアウトを希望される場合、カウンターまでお申し出ください。

■ 医学中央雑誌 Web 版

インターネット版の医学中央雑誌の検索ができます。1983年から現在までの国内で発行されている看護学・医学・歯学・薬学及びその関連領域の定期刊行物を検索できます。検索結果の論文がメディカルオンラインに収録されている場合は、その場で文献全文を見ることやダウンロードができます。

※ 1997～2002年分はCD-ROM、1998～2002年分は冊子体も利用できます。

- **メディカルオンライン**
国内医学関連ジャーナルの電子配信サービスです。
1400 誌以上の学会誌等から 318 万論文を検索・閲覧できます。
- **最新看護索引 Web**
日本看護学会論文集の検索ができます。
- **MEDLINE (英語)**
米国国立医学図書館が作成した「Index Medicus」。
「International Nursing Index」等をカバーする代表的医学関連データベースです。
世界各国から集められた約 5,000 誌の書誌データと抄録を収集しています。1951 年から現在までのデータベースから検索できます。
- **CINAHL (英語)**
看護・医療技術関連の文献データベースです。1981 年以降の論文を探ことができ、現在、約 5,500 誌の論文データを収集しています。雑誌以外にも関連図書、博士論文、会議録なども収集しています。

(5) レファレンス・サービス

情報検索を行っても、目的の文献が見つからない、利用方法がわからないといった場合にレファレンスサービスを行っていますので、お気軽にカウンターへお尋ねください。

(6) 図書館資料の複写

図書や雑誌論文等の著者の権利は、「著作権法」によって保護されていますが、調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分を一人につき一部コピーすることは可能です。

図書・雑誌をコピーしたい方は、著作権法の規定を守り、「図書館資料複写申込書」に記入の上、専用複写機（有料）でコピーしてください。

※ 図書館資料以外のコピーはできません。

※ 図書館では両替はできません。

探している文献が学内にない場合は、学外へ文献複写を依頼することができます。マイライブラリーで手続きを行うか、「文献複写申込書」に記入しカウンターへ提出してください。

(7) パソコンの貸出

インターネットによる情報検索が可能なノートパソコンを貸出しています。学習・学術的な目的に限り、館内の所定の場所で利用できます。カウンターに申し込み、学生証を提示して貸出を受けてください。

※ 貸出時間	月曜日～金曜日	9:00～19:30
	土曜日	9:30～16:30
	休業期間中	9:30～16:30

(8) 学習室・学習個室の利用

学習室はグループで、学習個室は個人又は2人で、図書館の資料を使って学習や研究を行う場合に利用できます。カウンターで「学習室利用簿」に記入して申し込み、決まりを守って利用してください。

※ 利用の予約はできません。

※ 図書館閉館時刻の10分前に閉室します。

(9) 図書館利用のマナー

- 図書・館内機器はていねいに扱い、汚損、紛失などに十分注意してください。
- 館内では私語を慎み、他の利用者に迷惑をかけないようにしてください。
- 図書館利用者カード(学生証)を他人に貸すこと、借りた図書を転貸することは、資料紛失などトラブルのもとです。絶対にしないでください。
- 館内では携帯電話での通話はできません。電源を切るか、マナーモードにしてください。
- 館内では原則として飲食禁止ですが、密閉できる蓋付きの容器に入った飲み物に限り、館内への持ち込みは可能です。
- 図書館からの連絡事項は、随時、館内掲示板などに掲示しますので、注意しておいてください。

(10) 公立大学法人宮崎県立看護大学附属図書館規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県立看護大学学則（以下「学則」という。）第3条第2項の規定に基づき、宮崎県立看護大学附属図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究に必要な資料（宮崎県立看護大学の教員研究費及び地域貢献等研究推進事業費により購入した2万円未満の資料を除く。以下「図書館資料」という。）並びに学術情報の処理及び提供のシステムを整備して職員、学生等の利用に供し、その教育研究に資するとともに、生涯学習の振興及び地域の文化の向上に貢献することを目的とする。

(附属図書館長)

第3条 学則第7条の附属図書館長（以下「館長」という。）は、図書館に関する業務を統括する。

2 館長の選考については、別に定める。

(附属図書館運営委員会)

第4条 図書館に、宮崎県立看護大学附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、月曜日から金曜日までは午前9時から午後8時までとし、土曜日は午前9時30分から午後5時までとする。

2 館長は、図書館の管理運営上特に必要があると認める場合は、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月27日から翌年1月5日まで

(4) 特別整理期間

2 館長は、図書館の管理運営上特に必要があると認める場合は、前項の休館日を臨時に変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

第2章 館内利用

(閲覧)

第7条 図書館資料は、図書館内の所定の場所において閲覧することができる。

2 前項の場所は、本学の学生（研究生、研修生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生を含む。以下同じ。）を除き、閲覧以外の目的で利用することができない。

(複写)

第8条 図書館資料を複写しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

(1) 教育研究を目的とする場合

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に反しない場合

(複写物の利用上の責任)

第9条 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うも

のとする。

第3章 館外利用

(利用者の範囲)

第10条 図書館資料の図書館外での貸出し（以下「貸出し」という。）を受けることができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員（非常勤の者を含む。以下同じ）
- (2) 本学の大学院学生
- (3) 本学の学部学生
- (4) 第2号及び第3号以外の本学の学生及び研修生
- (5) その他館長が許可した者

(貸出手続)

第11条 貸出しを受けようとする者は、次に掲げる身分証明書等を係員に提示し、その手続をしなければならない。

- (1) 前条第1号に掲げる者 身分証明書
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げる者 学生証
- (3) 前条第4号に掲げる者 学生証又は研修生カード
- (4) 前条第5号に掲げる者 宮崎県立看護大学附属図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）

(貸出しの数及び期間)

第12条 貸出しを受けることのできる図書館資料の数（未返却図書館資料の数を含む。）及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 第10条第1号に掲げる者 20冊以内 1月以内
- (2) 第10条第2号に掲げる者 10冊以内 3週間以内
- (3) 第10条第3号から第5号に掲げる者 5冊以内 2週間以内

2 館長は、図書館の管理運営上特に必要があると認める場合は、前項の期間中であっても、返却を命ずることができる。

(特別貸出し)

第13条 館長が教育研究の目的で特に必要があると認める場合は、前条の数又は期間を変更して貸出しをすることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の貸出しをする場合について準用する。

(教員研究室等貸出し)

第14条 本学の教員が教員研究室等において次に掲げる図書館資料を利用する場合は、第12条の数又は期間を変更して貸出しをすることができる。

- (1) 宮崎県立看護大学の教員研究費及び地域貢献等研究推進事業費により購入した図書館資料
- (2) 教員研究室等に備え付けることを指定されて寄贈又は寄託された図書館資料

2 前項の図書館資料は、他に利用を希望する利用者がある場合は、貸出しを受けている者の教育研究に支障のない限り当該希望者に利用させなければならない。

3 第1項の図書館資料は、必要がなくなった場合は、速やかに返却しなければならない。

(貸出しの予約)

第15条 利用者は、貸出しを希望する図書館資料が貸出し中であるときは、貸出しの予約をすることができる。

2 前項の予約をした利用者に対しては、優先して貸出しを行う。

(貸出期間の更新)

第16条 利用者は、第12条の期間後も引き続き貸出しを希望する場合は、当該図書館資料を提示し、所定の手続を行うことにより、1回に限り貸出期間を更新することができる。

る。

2 前項の更新は、当該図書館資料につき前条の予約がされている場合は、行うことができない。

(貸出しの制限)

第17条 次に掲げる図書館資料は、貸出しをすることができない。

- (1) 貴重図書として館長が指定したもの
- (2) 参考図書として館長が指定したもの
- (3) 逐次刊行物
- (4) その他館長が貸出しを不相当と認めたもの

(貸出しの停止)

第18条 館長は、次のいずれかに該当するときは、貸出しを一定期間停止し、又は利用者カードを無効として再交付しないことができる。

- (1) 図書館資料を期限内に返却しないとき。
- (2) 図書館資料を他人に転貸したとき。
- (3) 第11条に定める利用者カード等を他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により利用者カードの交付を受けたとき。
- (5) その他館長が必要であると認めたとき。

第4章 相互協力等

(相互協力)

第19条 第2条に規定する目的のため必要があると認められる場合は、他の大学図書館等と相互に協力することができる。

(相互利用)

第20条 利用者は、他の大学図書館等の利用についてあっせんを依頼することができる。

2 他の大学図書館等から本学の図書館資料について利用の依頼があった場合は、本学の教育研究に支障のない範囲内において応じることができる。

3 前2項の利用を行うにあたり要する経費は、当該利用者又は依頼者の負担とする。

第5章 寄贈及び寄託

(寄贈及び寄託)

第21条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた図書館資料の管理は、特に寄託者から指定のあった場合を除き、図書館の所有する図書館資料に準じて行う。

第6章 雑則

(損害賠償)

第22条 故意又は過失により図書館資料を紛失し、又は損傷した者は、直ちにその旨を届け出、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、委員会の議を経て館長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

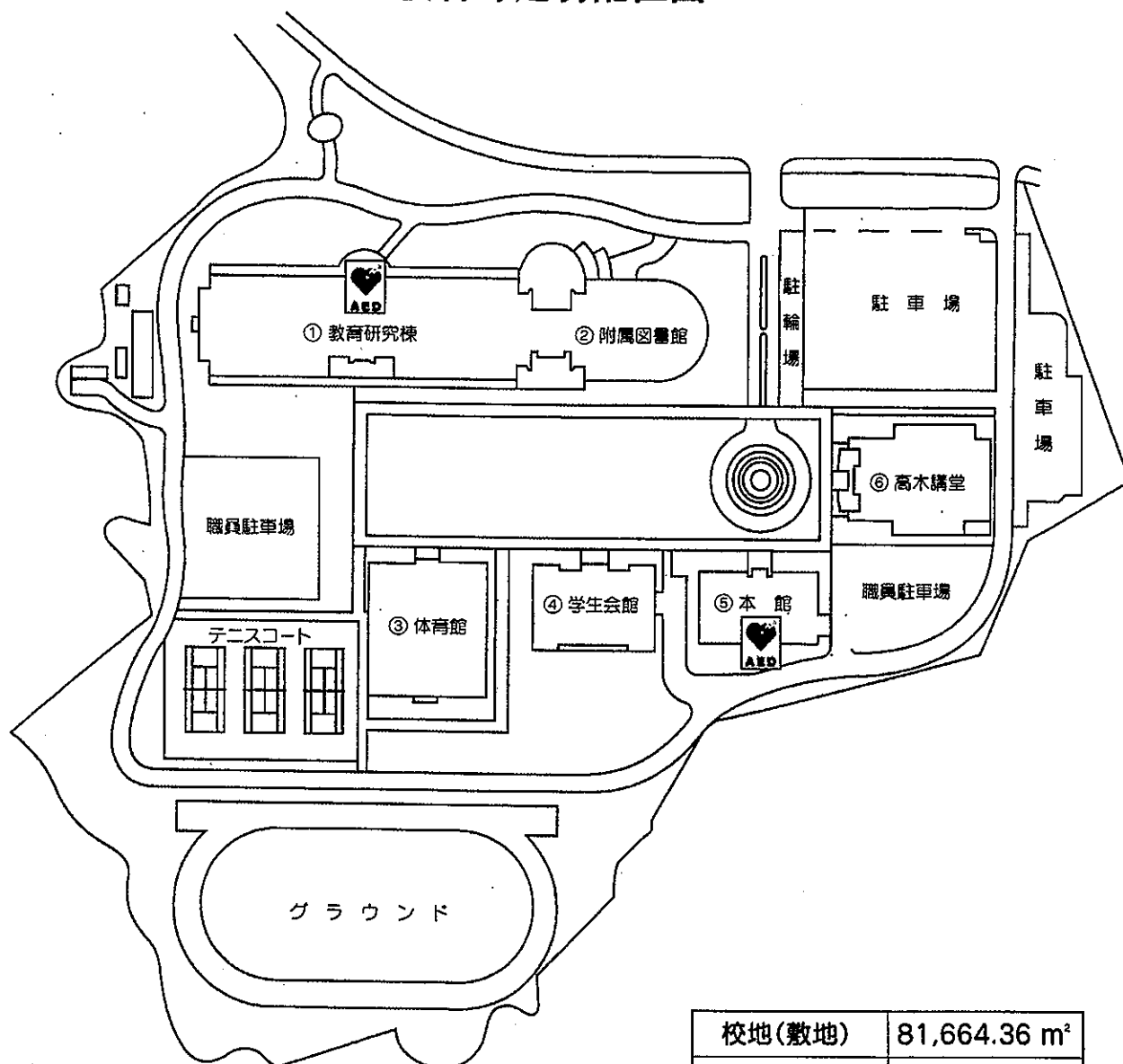
15 大学構内案内図

O

O

XI 大学構内案内図

校舎等建物配置図



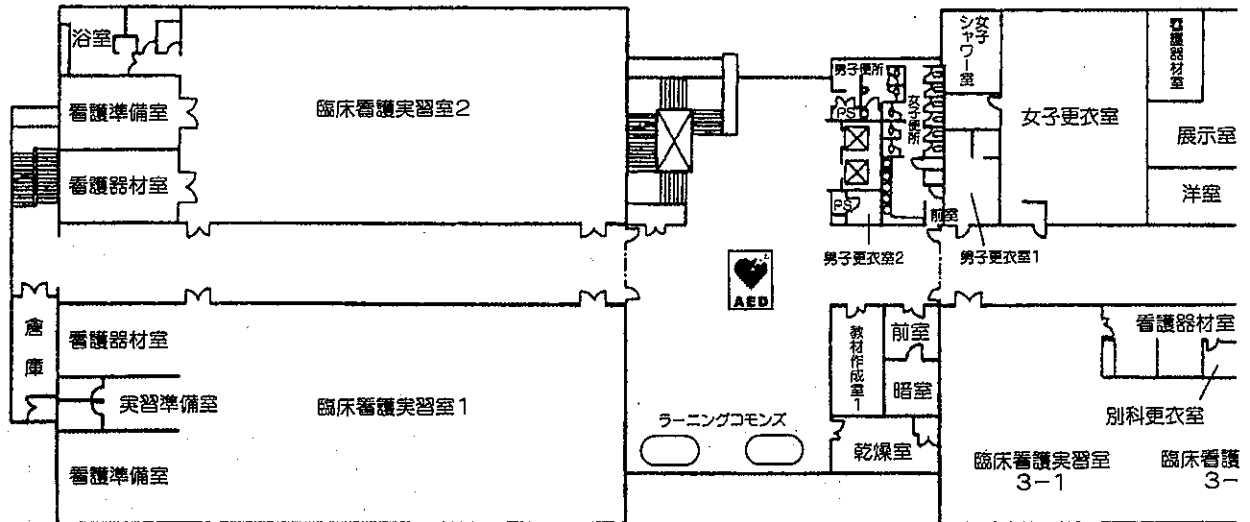
AED設置場所

下記の場所にAED(自動体外式除細動器)を設置しています。

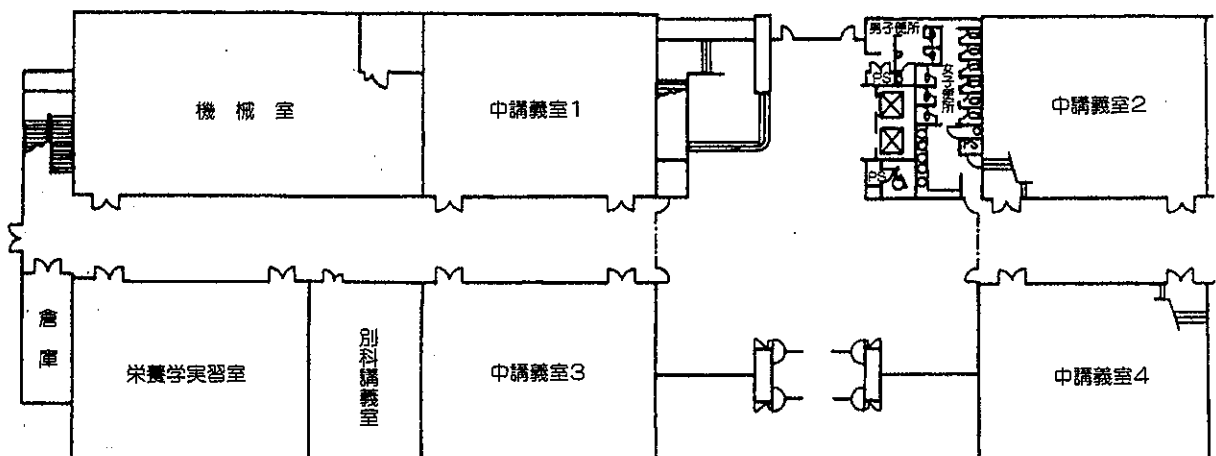
- ・教育研究棟 2 F (西ロビー)
- ・本館 1 F (保健室)

校地(敷地)	81,664.36 m ²
① 教育研究棟	10,065.83 m ²
② 附属図書館	1,828.59 m ²
③ 体育館	1,654.63 m ²
④ 学生会館	1,249.28 m ²
⑤ 本館	1,365.64 m ²
⑥ 高木講堂	1,292.07 m ²
書庫兼倉庫	48.60m ²
校舎等建物計	17,504.64 m ²

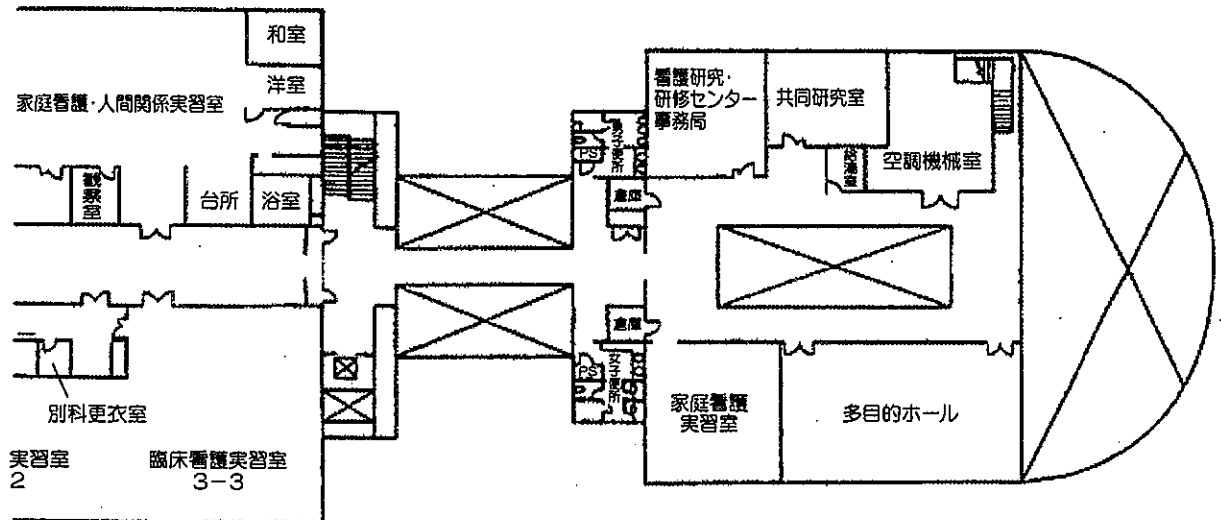
教育研究棟2階



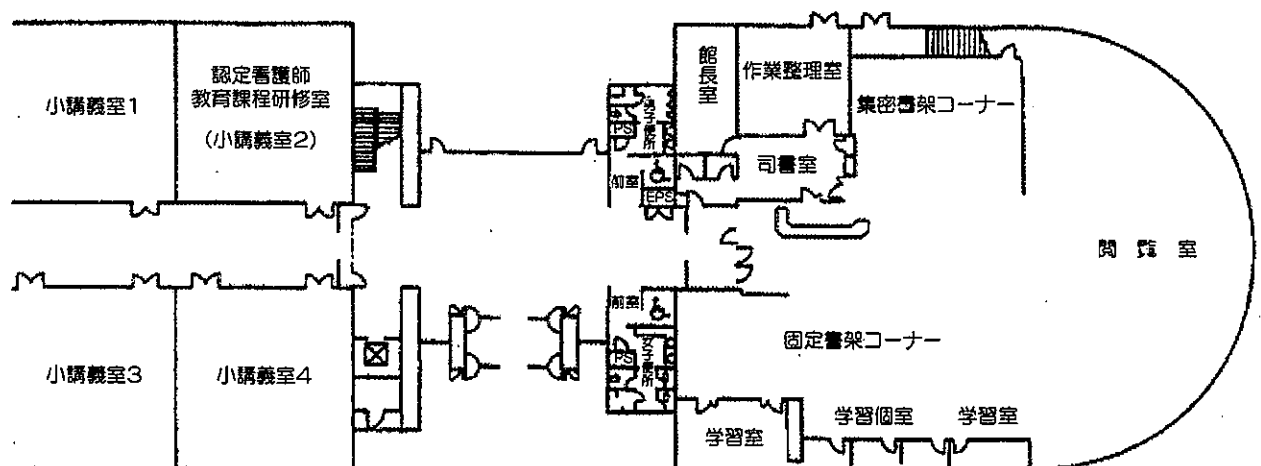
教育研究棟1階



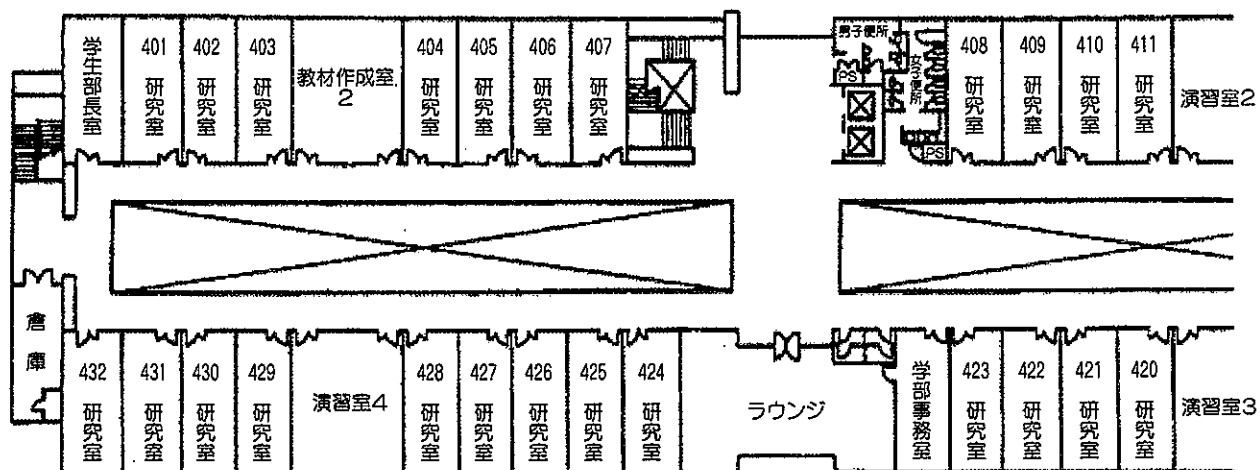
附属図書館2階(看護研究・研修センター)



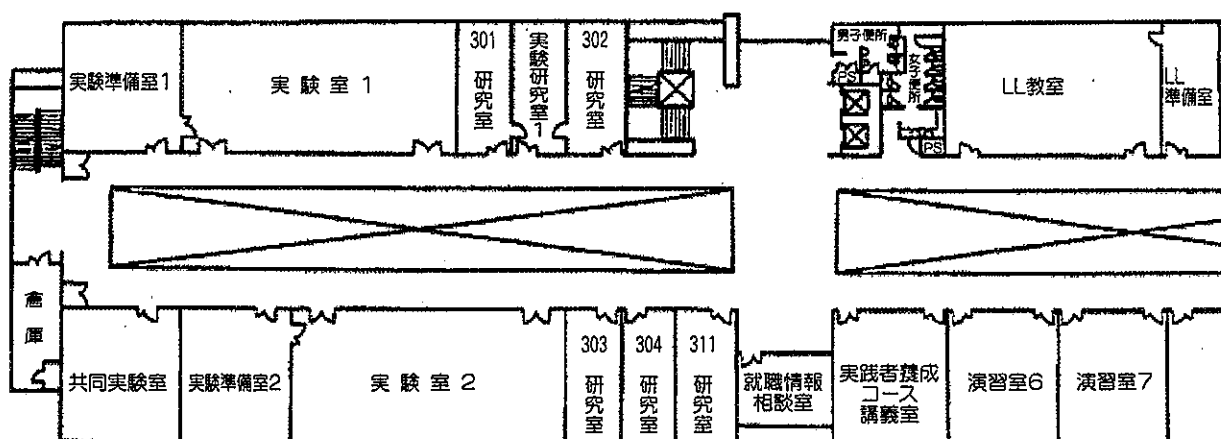
附属図書館1階

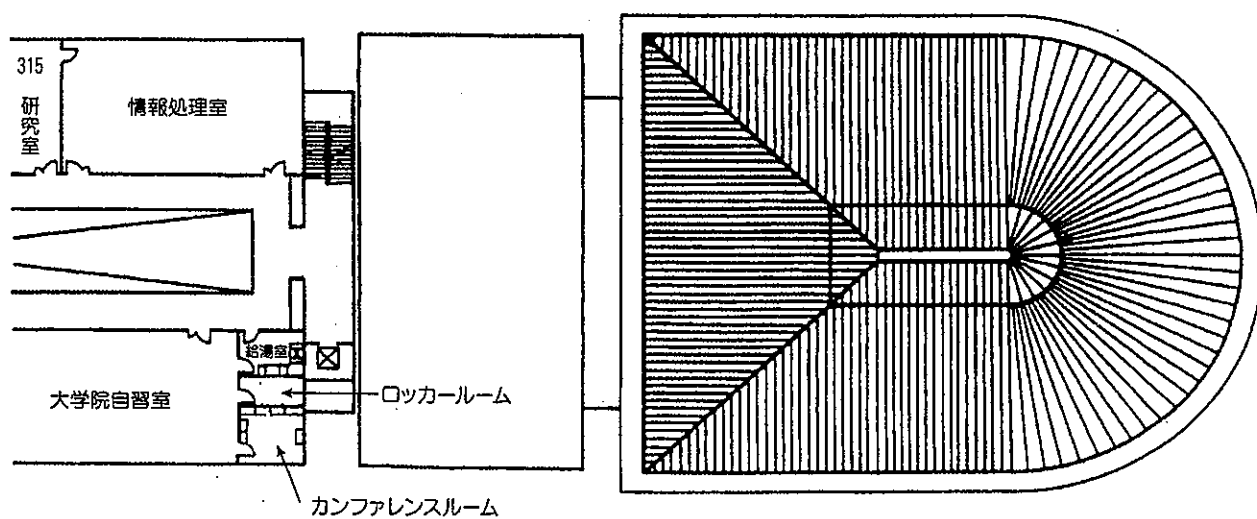
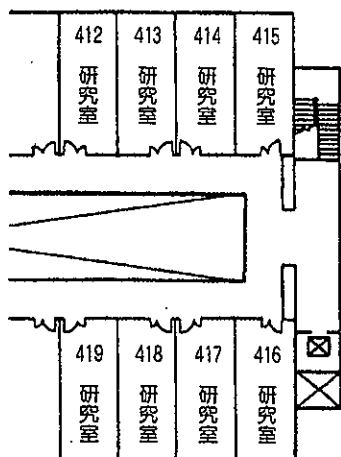


教育研究棟4階

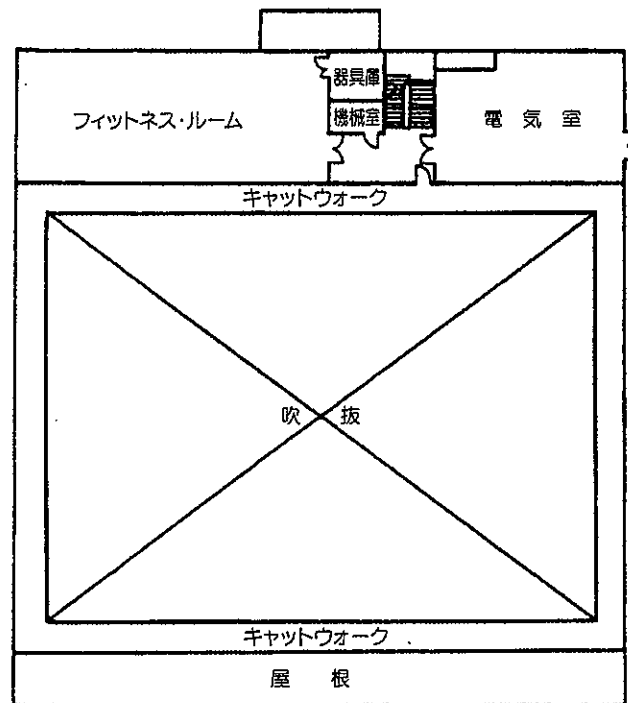


教育研究棟3階

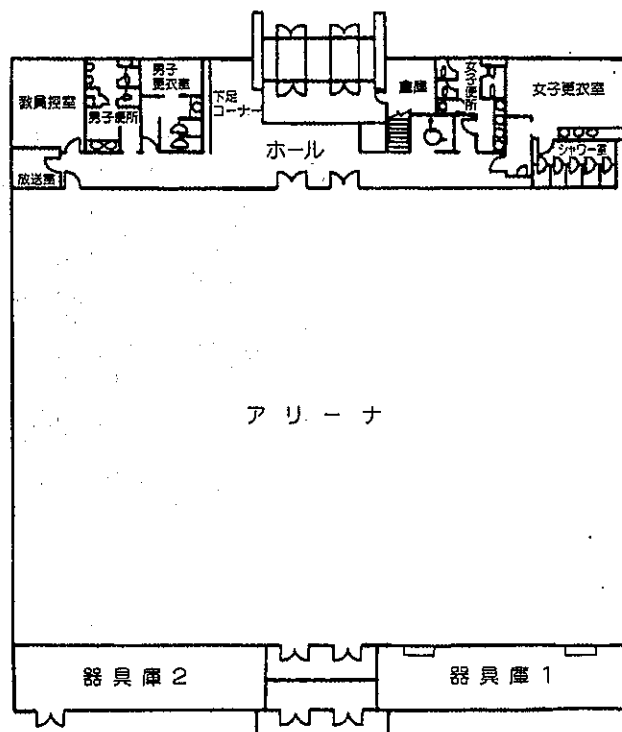




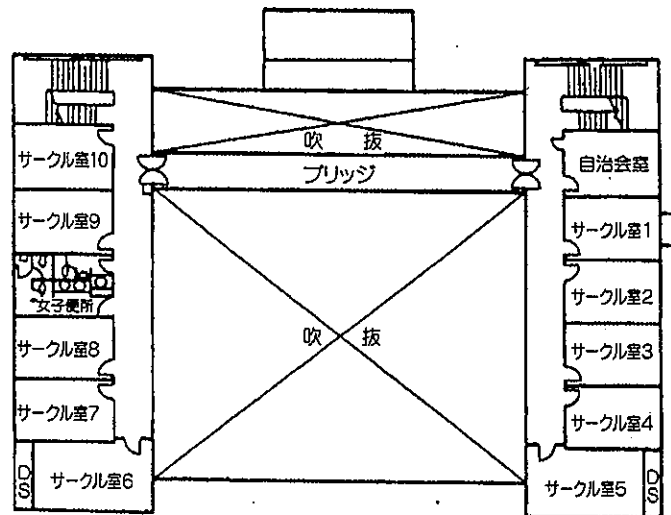
体 育 館 2 階



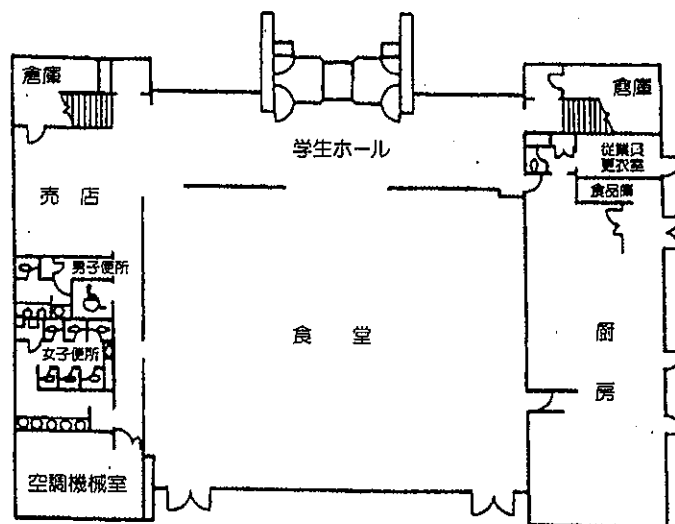
体 育 館 1 階



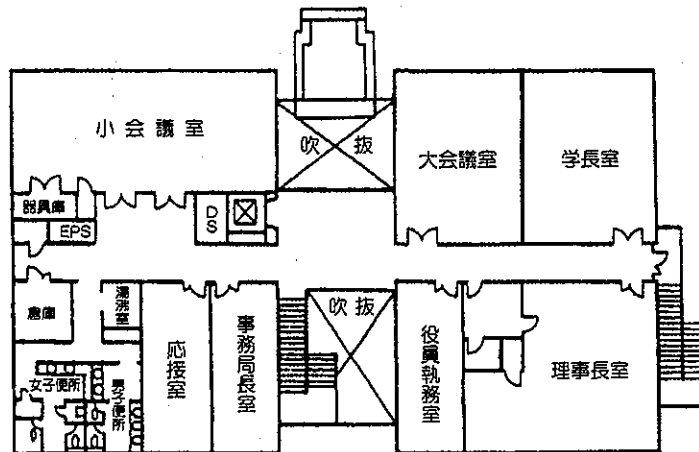
学生会館 2 階



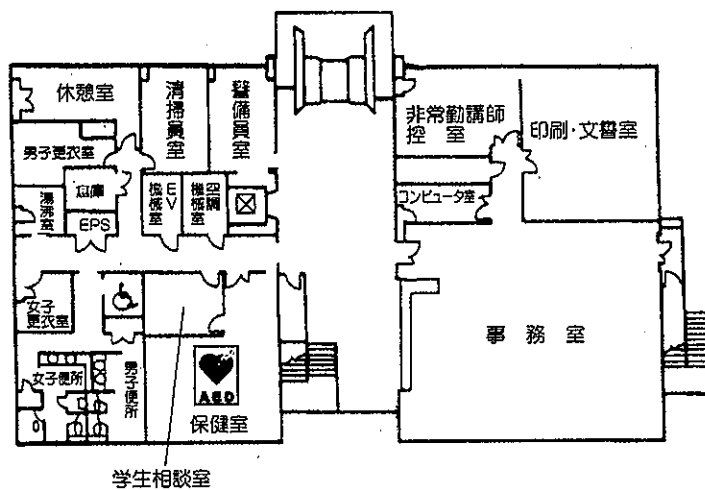
学生会館 1 階



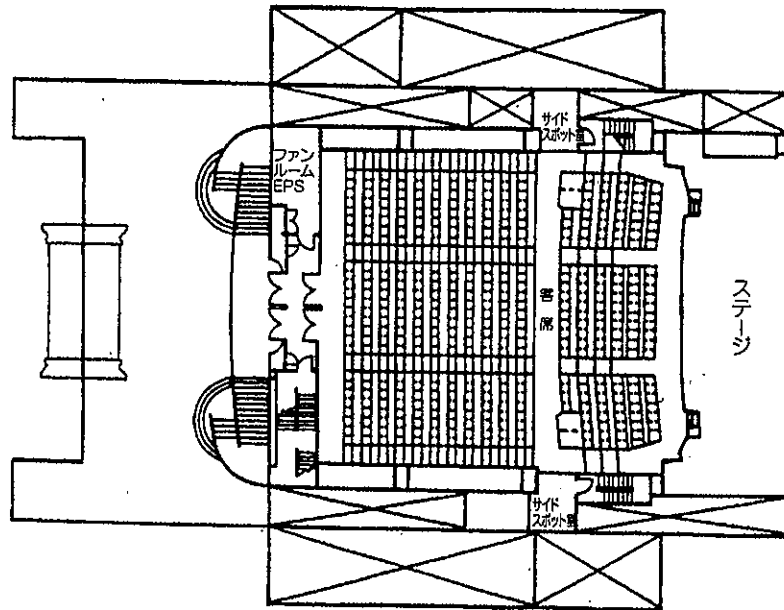
本館 2 階



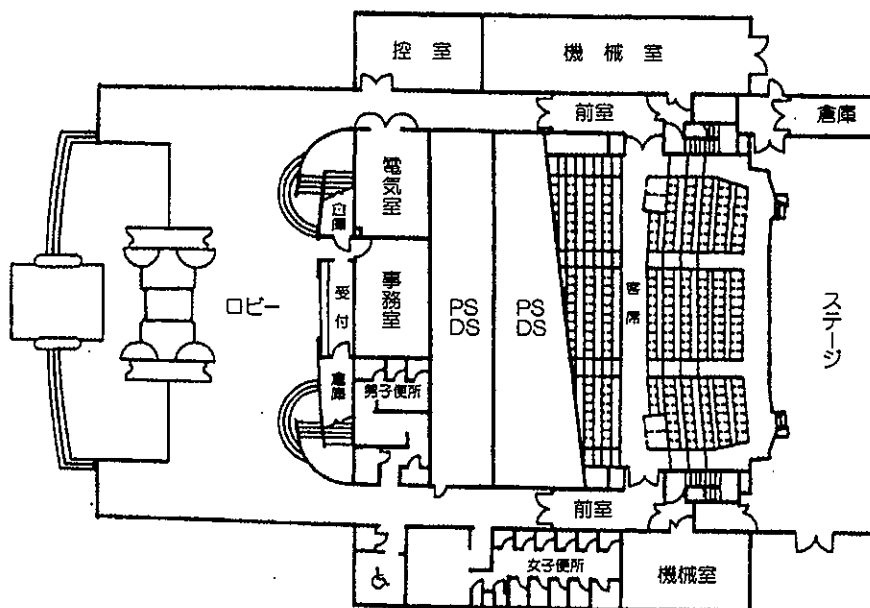
本館 1 階



高木講堂 2 階



高木講堂 1 階



高木講堂3階

